

特別会計に関する法律案新旧対照条文 目次

○	民法施行法（明治三十一年法律第十一号）（附則第二百六十条関係）	1
○	健康保険法（大正十一年法律第七十号）（附則第二百六十一条関係）	2
○	抵当証券法（昭和六年法律第十五号）（附則第二百六十二条関係）	3
○	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（附則第二百六十三条関係）	4
○	印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百二十二号）（附則第二百六十四条関係）	5
○	郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）（附則第二百六十五条関係）	8
○	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（附則第二百六十六条関係）	9
○	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（附則第二百六十七条関係）	10
○	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（附則第二百六十八条関係）	11
○	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（附則第二百六十九条関係）	12
○	退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）（附則第二百七十条関係）	13
○	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（附則第二百七十一条関係）	14
○	財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（附則第二百七十二條關係）	17
○	財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）（附則第二百七十三條關係）	20
○	旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）（附則第二百七十四條關係）	23
○	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（附則第二百七十五條關係）	24
○	道路法施行法（昭和二十七年法律第百八十一号）（附則第二百七十六條關係）	26
○	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律	

○	（昭和二十七年法律第九十一号）（附則第二百七十七條關係）	27
○	漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百十二号）（附則第二百七十八條關係）	28
○	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百十八号）（附則第二百七十九條關係）	29
○	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）（附則第二百八十條關係）	30
○	国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（附則第二百八十一條關係）	31
○	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）（附則第二百八十二條關係）	32
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（附則第二百八十三條關係）	36
○	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）（附則第二百八十四條關係）	38
○	国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）	40
○	（附則第二百八十五條關係）	
○	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（附則第二百八十六條關係）	41
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二百八十七條關係）	42
○	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）（附則第二百八十八條關係）	44
○	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）（附則第二百八十九條關係）	45
○	国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十二年法律第一百五十五号）（附則第二百九十條關係）	46
○	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（附則第二百九十一條關係）	47
○	經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律	
○	（昭和三十三年法律第六十九号）（附則第二百九十二條關係）	48
○	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一号）（附則第二百九十三條關係）	49
○	外貨公債の發行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）（附則第二百九十四條關係）	50
○	外貨公債の發行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）（附則第二百九十五條關係）	51
○	商業登記法（昭和三十八年法律第二百五十五号）（附則第二百九十六條關係）	52
○	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）（附則第二百九十七條關係）	53
○	都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）（附則第二百九十八條關係）	54
○	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（附則第二百九十九條關係）	55
○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）（附則第三百條關係）	56

○	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律	
○	（昭和四十八年法律第七号）（附則第三百一条関係）	58
○	財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律	
○	（昭和四十八年法律第七号）（附則第三百二条関係）	59
○	経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律	
○	（昭和五十一年法律第三十八号）（附則第三百三条関係）	61
○	農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律（昭和五十二年法律第一号）（附則第三百四条関係）	63
○	農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律	64
○	（昭和五十五年法律第三号）（附則第三百五条関係）	
○	農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律	65
○	（昭和五十六年法律第一号）（附則第三百六条関係）	
○	農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律	66
○	（昭和五十七年法律第二号）（附則第三百七条関係）	
○	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）（附則第三百八条関係）	67
○	昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律	
○	（昭和五十九年法律第五十二号）（附則第三百九条関係）	71
○	健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）（附則第三百十条関係）	72
○	電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律	
○	（昭和六十年法律第三十三号）（附則第三百十一条関係）	73
○	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）（附則第三百十二条関係）	74
○	昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	



○	平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律 （平成七年法律第六十号）（附則第三百二十七条関係）	97
○	平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律 （平成七年法律第六十号）（附則第三百二十八条関係）	100
○	平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律 （平成八年法律第四十一号）（附則第三百二十九条関係）	103
○	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）（附則第三百三十条関係）	105
○	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（附則第三百三十一条関係）	106
○	平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律 （平成九年法律第二十七号）（附則第三百三十二条関係）	107
○	財政構造改革の推進に関する特別措置法（平成九年法律第九号）（附則第三百三十三条関係）	109
○	平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律 （平成十年法律第三十五号）（附則第三百三十四条関係）	111
○	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律 （平成十年法律第四号）（附則第三百三十五条関係）	113
○	国有林野事業の改革のための特別措置法（平成十年法律第三百三十四号）（附則第三百三十六条関係）	114
○	日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律 （平成十年法律第三百三十六号）（附則第三百三十七条関係）	117
○	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律 （平成十年法律第三百三十七号）（附則第三百三十八条関係）	119
○	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律 （平成十一年法律第十七号）（附則第三百三十九条関係）	120
○	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）（附則第三百四十条関係）	121
○	貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）（附則第三百四十一条関係）	122
○	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（附則第三百四十二条関係）	124
○	独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）（附則第三百四十三条関係）	125

○	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（附則第三百四十四條關係）	126
○	独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）（附則第三百四十五條關係）	127
○	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（附則第三百四十六條關係）	128
○	独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）（附則第三百四十七條關係）	129
○	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）（附則第三百四十八條關係）	130
○	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）（附則第三百四十九條關係）	132
○	郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）（附則第三百五十條關係）	133
○	自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律	135
○	（平成十三年法律第八十三号）（附則第三百五十一條關係）	
○	自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律	137
○	（平成十三年法律第八十三号）（附則第三百五十二條關係）	
○	沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）（附則第三百五十三條關係）	139
○	平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	140
○	（平成十四年法律第二十号）（附則第三百五十四條關係）	
○	石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律	141
○	（平成十四年法律第九十三号）（附則第三百五十五條關係）	
○	日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）（附則第三百五十六條關係）	142
○	独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）（附則第三百五十七條關係）	143
○	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	144
○	（平成十四年法律第四百十五号）（附則第三百五十八條關係）	
○	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法	145
○	（平成十四年法律第四百十五号）（附則第三百五十九條關係）	
○	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律	146
○	（平成十四年法律第四百十六号）（附則第三百六十條關係）	
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（附則第三百六十一條關係）	148
○	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）（附則第三百六十二條關係）	149

○	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）（附則第三百六十三條關係）	152
○	独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第百七十九号）（附則第三百六十四條關係）	154
○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（附則第三百六十五條關係）	155
○	社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）（附則第三百六十六條關係）	156
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（附則第三百六十七條關係）	157
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（附則第三百六十八條關係）	158
○	東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法	
○	（平成十六年法律第二十四号）（附則第三百六十九條關係）	159
○	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）（附則第三百七十條關係）	160
○	年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）（附則第三百七十一條關係）	165
○	不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（附則第三百七十二條關係）	166
○	独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）（附則第三百七十三條關係）	167
○	独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法	
○	（平成十七年法律第七十一号）（附則第三百七十四條關係）	168
○	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	
○	（平成十七年法律第百二号）（附則第三百七十五條關係）	169
○	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（附則第三百七十六條關係）	171
○	国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律（平成十八年法律第九号）（附則第三百七十七條關係）	172
○	平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	
○	（平成十八年法律第十一号）（附則第三百七十八條關係）	173
○	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律	
○	（平成十八年法律第三十八号）（附則第三百七十九條關係）	174
○	海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律	
○	（平成十八年法律第三十八号）（附則第三百八十條關係）	175
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）（附則第三百八十一條關係）	177

<p>改正案（平成二十三年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第八条 私署証書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所又ハ公証人役場ニ請求スル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス</p> <p>②前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③（略）</p>	<p>第八条（同上）</p> <p>②前項ノ規定ニ依リ登記所ニ為ス請求ニ係ル手数料ノ納付ハ<u>登記印紙</u>ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス</p> <p>③（略）</p>



<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p style="text-align: center;">第六十条（略）</p> <p>2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、年金特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">3 ～ 11（略）</p>	<p style="text-align: center;">（保険料率）</p> <p style="text-align: center;">第六十条（略）</p> <p>2 政府が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、保険給付、老人保健拠出金及び退職者給付拠出金に要する費用の予想額、保健事業及び福祉事業に要する費用（社会保険庁長官が必要があると認めるときは、厚生保険特別会計の健康勘定に置かれる事業運営安定資金への繰入金に充てる費用を含む。）の予定額並びに第七十三条の規定による拠出金、国庫補助及び当該事業運営安定資金の予定運用収入の額に照らし、おおむね五年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">3 ～ 11（略）</p>

○ 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十三年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第三条（略） ②・③（略） ④ 抵当証券ノ交付ヲ申請スルニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納付スルコトヲ要ス ⑤ 前項ノ手数料ノ納付ハ収入印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス</p>	<p>第三条（略） ②・③（略） ④（同上） ⑤ 前項ノ手数料ノ納付ハ登記印紙ヲ以テ之ヲ為スコトヲ要ス</p>

○ 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案(平成十九年四月一日)	現行
<p>第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を日本郵政公社(以下「公社」という。)に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 健康保険印紙 公社が厚生労働大臣の承認を得て指定する郵便局四〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>第三条 (同上)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 (同上)</p> <p>四〇六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは厚生労働特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>

改正案（平成二十三年四月一日）	現行
<p>第二条 前条又は他の法令の規定により印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>第二条 (同上)</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第八条第一項の規定により登記所にする請求につき手数料を、<u>抵当証券法（昭和六年法律第十五号）</u>第三条第四項（同法第二十二条において準用する場合を含む。）、<u>商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）</u>第十条第一項、<u>第十一条</u>、<u>第十一条の二</u>、<u>第十二条第一項</u>、<u>第十二条の二</u>第四項若しくは<u>第四十九条第五項</u>（これらの規定を他の法律の規定において準用する場合を含む。）、<u>電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）</u>第三条第一項、<u>動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）</u>第二十一条第一項、<u>後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）</u>第十一条第一項若しくは<u>不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）</u>第一百九条第一項若しくは<u>第二項</u>、<u>第二百十条第一項若しくは第二項</u>、<u>第二百一十一条第一項若しくは第二項若しくは第四百九十九条第一項若しくは第二項</u>（これらの規定を他の法律の規定において準用</p>

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二条第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙並びに特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

第三条 次の各号に掲げる印紙は、その売りさばきに関する事務を郵便事業株式会社（以下「会社」という。）に委託し、それぞれ、当該各号に定める所において売り渡すものとする。

一〇五（略）  
（削る）

2（略）

3 第一項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙にあつては財務大臣に、同項第二号及び第三号の印紙にあつては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙にあつては財務大臣に、同項第五号の印紙にあつては経済産業大臣に、それぞれ協議してこれを定める

する場合を含む。）の規定により手数料を又はその他登記所における事務に係る手数料を納付するとき。

2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三条第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二条第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九条第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。

第三条（同上）

一〇五（略）

六 登記印紙 会社の営業所、郵便局、郵便切手類販売所又は印紙売りさばき所のうち、総務大臣が法務大臣に協議して指定するもの

2（略）

3 第一項の印紙の売りさばきの管理及び手続に関する事項は総務大臣が、同項第一号の印紙にあつては財務大臣に、同項第二号及び第三号の印紙にあつては厚生労働大臣に、同項第四号の印紙にあつては財務大臣に、同項第五号の印紙にあつては経済産業大臣に、同項第六号の印紙にあつては法

<p>。。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、それぞれ納付しなければならぬ。</p> <p>6・7 (略)</p>	<p>務大臣に、それぞれ協議してこれを定める。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 会社は、第一項の規定により印紙を売りさばいた金額から印紙の売りさばきに関する事務の取扱いに要する経費を控除した金額に相当する金額を、同項第一号の印紙に係るものは一般会計に、同項第二号の印紙に係るものは労働保険特別会計の徴収勘定に、同項第三号の印紙に係るものは年金特別会計の健康勘定に、同項第四号の印紙に係るものは国税収納金整理資金に、同項第五号の印紙に係るものは特許特別会計に、同項第六号の印紙に係るものは登記特別会計に、それぞれ納付しなければならぬ。</p> <p>6・7 (略)</p>
---	---

○ 郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十三年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（定義） 第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「<u>印紙</u>」とは、<u>収入印紙、自動車重量税印紙及び特許印紙</u>をいう。</p>	<p>（定義） 第一条 この法律において「郵便切手類」とは、郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票及び郵便切手を保存用の冊子に収めた物その他郵便に関する料金を表す証票に関し周知し、又は啓発を図るための物をいい、「<u>印紙</u>」とは、<u>収入印紙、自動車重量税印紙、特許印紙及び登記印紙</u>をいう。</p>

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>（削る）</p>	<p>（国営土地改良事業についての借入金） 第八十八条の二 国は、土地改良事業の工事を行う場合において、その工事の完了を促進するため必要があるときは、別に法律で定めるところにより、その工事に係る事業費のうち第九十条第一項の規定により都道府県に負担させる費用の全部又は一部につき、借入金をもつてその財源とすることができる。</p> <p>2 国は、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十五条の三第一項若しくは第六項又は第八十五条の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号の土地改良事業について、その工事に係る事業費のうち第一号又は第二号に掲げる費用につき前項の規定により借入金をもつてその財源とするには、政令の定めるところにより、当該事業の施行を申請した者又は当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第三条に規定する資格を有する十五人以上の者の申請に基づいてしなければならない。</p> <p>一 都道府県が第九十条第二項、第四項又は第八項の規定による徴収を行う場合におけるその徴収すべき金額に応ずる費用</p> <p>二 都道府県が第九十条第五項の規定による負担をさせる場合におけるその負担させるべき金額に応ずる費用</p>



○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入れ及び納付に関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案（平成十九年四月一日）	現 行
<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、電源開発促進対策特別会計、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、厚生保険特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、国民年金特別会計、食糧管理特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）

現行

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

（各特別会計からの繰入れ）

第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政融資資金特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、船員保険特別会計、国立高度専門医療センター特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、国営土地改良事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、自動車損害賠償保障事業特別会計、港湾整備特別会計、自動車検査登録特別会計、空港整備特別会計、労働保険特別会計、治水特別会計及び道路整備特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十二年四月一日）	現行
<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、<u>船員保険特別会計</u>、<u>国立高度専門医療センター特別会計</u>、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律（昭和二十五年法律第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十三年四月一日）	現行
<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>（各特別会計からの繰入れ）</p> <p>第一条 政府は、その退職した職員で失業しているものに対し国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるため、登記特別会計、外国為替資金特別会計、国債整理基金特別会計、財政投融资特別会計、地震再保険特別会計、エネルギー対策特別会計、年金特別会計、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計、森林保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計、国有林野事業特別会計、貿易再保険特別会計、特許特別会計、労働保険特別会計、社会資本整備事業特別会計及び自動車安全特別会計（以下「各特別会計」という。）から、当該各特別会計の負担すべき金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条〜第三条（略）</p> <p>（平成十八年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条 平成十八年度に限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第十号までに掲げる額の合算額に四千七百億円を加算した額から第十一号から第十五号までに掲げる額の合算額を減額した額とする。</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 平成十八年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第九号）附則第六十六条第十六号の規定による廃止前の交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 六千七百七十三億円</p> <p>2（略）</p> <p>（平成十九年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二 平成十九年度から平成三十八年度までの各年度に限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額から第三号及び第四号に掲げる額の合算額を減額した額とする。</p>	<p>附則</p> <p>第一条〜第三条（略）</p> <p>（平成十八年度分の交付税の総額の特例）</p> <p>第四条（同上）</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 平成十八年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額 六千七百七十三億円</p> <p>2（略）</p> <p>（平成十九年度から平成三十八年度までの各年度分の交付税の総額の特例等）</p> <p>第四条の二（同上）</p>

一〇三 (略)

四 当該各年度における特別会計に関する法律第十五条第一項の規定による交付税及び譲与税配付金特別会計の一時借入金に係る利子及び同法附則第四条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、当該各年度において特別会計に関する法律附則第六条の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

3 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において特別会計に関する法律附則第七条の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

4 平成十九年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において特別会計に関する法律附則第八条の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

5 (略)

11 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、特別会計に関する法律附則第四条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

第四条の三 平成十九年度以降の各年度において、特別会計に関する法律の

一〇三 (略)

四 当該各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額

2 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、前項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の二の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

3 平成十九年度から平成三十三年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の三の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

4 平成十九年度から平成三十年度までの各年度分の交付税の総額については、第一項の額に、当該各年度において交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第六条の四の規定に基づき、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れられる額を加算する。

5 (略)

11 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

第四条の三 平成十九年度以降の各年度において、交付税及び譲与税配付金

定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、加算するものとする。

2  
(略)

第五条～第十一条 (略)

特別会計法の定めるところにより交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において借入金をした場合において、当該各年度における借入金の増加額があるときは、当分の間、当該借入金に相当する額の範囲内の額で借入金をした年度後の年度において一般会計から同勘定に繰り入れることが必要なものとして法律で定める額を、法律の定めるところにより、加算するものとする。

2  
(略)

第五条～第十一条 (略)

	現 行
<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p> <p style="text-align: center;">（財政融資資金に充てる財源）</p> <p>第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）          ）、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十八条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。</p> <p style="text-align: center;">（財政融資資金への預託の義務）</p> <p>第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（財政融資資金特別会計並びに年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。）は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券並びに繰替金）</p> <p>第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。この場合において、一時借入金又は融通証券に代え、国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の規定により、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入</p>	<p style="text-align: center;">（財政融資資金に充てる財源）</p> <p>第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「財政融資資金預託金」という。）          ）、財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。</p> <p style="text-align: center;">（財政融資資金への預託の義務）</p> <p>第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（財政融資資金特別会計、厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金を除く。）は、すべて財政融資資金に預託しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券）</p> <p>第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。</p> <p>2 （略）</p>



金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 第一項の規定による一時借入金及び融通証券並びに同項及び前項の規定による繰替金は、一年内に償還しなければならない。

(財政融資資金の運用)

第十条 財政融資資金は、次に掲げるものに運用することができる。

一 〇十 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律附則第八十条第一項各号に掲げる措置をとる必要があるときは、同項第一号に規定する信託の受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができる。

附 則

1 〇十 (略)

12 特別会計に関する法律第十一条の規定により財政融資資金に預託された年金特別会計に係る資金(厚生年金勘定に係るもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。))及び国民年金勘定に係るもの(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十六条第二項の規定による預託金となつたものを含む。))に限り、約定期間が一年未満のものを除く。))に対しては、第七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定める

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年以内に償還しなければならない。

(財政融資資金の運用)

第十条 (同上)

一 〇十 (略)

2 (略)

附 則

1 〇十 (略)

12 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第十二条第一項及び国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第十五条の規定により財政融資資金に預託された資金(厚生保険特別会計に係る資金にあつては年金勘定に係るもの(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第七十九条の三第二項の規定による預託金となつたものを含む。))に、国民年金特別会計に係る資金にあつては国民年金勘定に係るもの(国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七十六条第二項の規定による預託金と

ところにより、同条第三項の利率（同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率）を超える利率により利子を付することができる。

13  
～  
15  
（略）

なつたものを含む。）に限り、約定期間が一年未満のものを除く。）に対しては、第七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、当分の間、政令で定めるところにより、同条第三項の利率（同条第二項の規定により約定期間満了前に払戻しを行った金額については、同条第四項の利率）を超える利率により利子を付することができる。

13  
～  
15  
（略）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、<u>財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに当該勘定からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（財政融資資金に充てる財源）</p> <p>第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「<u>財政融資資金預託金</u>」という。）、<u>財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の積立金及び余裕金並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第六十四条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。</u></p> <p>（財政融資資金への預託の義務）</p> <p>第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（<u>財政投融資特別会計の財政融資資金勘定並びに年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。</u>）は、すべて財政融資資金に預</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、財政融資資金を設置し、政府の特別会計の積立金及び余裕金その他の資金で法律又は政令の規定により財政融資資金に預託されたもの、<u>財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに財政融資資金特別会計からの繰入金を統合管理し、その資金をもつて国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人に対して確実かつ有利な運用となる融資を行うことにより、公共の利益の増進に寄与することを目的とする。</u></p> <p>（財政融資資金に充てる財源）</p> <p>第四条 財政融資資金は、次条若しくは第六条第一項又は他の法律若しくは政令の規定により預託された資金（以下「<u>財政融資資金預託金</u>」という。）、<u>財政融資資金特別会計の積立金及び余裕金並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十八条第一項の規定による繰入金をもつて充てる。</u></p> <p>（財政融資資金への預託の義務）</p> <p>第五条 政府の特別会計の歳入歳出の決算上の剰余金を積み立てた積立金（<u>財政融資資金特別会計並びに年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。</u>）は、すべて財政融資資金に預託しなければなら</p>

託しなければならない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第六条 国庫余裕金は、財政融資資金に預託することができる。

2 政府の特別会計(財政投融資特別会計の財政融資資金勘定を除く。)の余裕金は、財政融資資金への預託の方法によるほか、運用してはならない。ただし、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券並びに繰替金)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。この場合において、一時借入金又は融通証券に代え、国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 (略)

(財政融資資金の運用)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律第

ない。

(国庫余裕金及び特別会計の余裕金の運用)

第六条 (同上)

2 政府の特別会計(財政融資資金特別会計を除く。)の余裕金は、財政融資資金への預託の方法によるほか、運用してはならない。ただし、国債整理基金特別会計において国債を保有する場合は、この限りでない。

(財政融資資金補足のための一時借入金及び融通証券並びに繰替金)

第九条 財政融資資金に属する現金に不足があるときは、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。この場合において、一時借入金又は融通証券に代え、国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 (略)

3 第一項の規定により、財政融資資金特別会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行している場合においては、国庫余裕金を繰り替えて使用して、支払期限の到来していない一時借入金又は融通証券を償還することができる。

4 (略)

(財政融資資金の運用)

第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、財政融資資金は、特別会計に関する法律附

六十六条第一項各号に掲げる措置をとる必要があるときは、同項第一号に規定する信託の受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができる。

(財政融資資金運用報告書)

第十二条 財務大臣は、毎年度財政融資資金運用報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政融資特別会計の財政融資資金勘定の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

3 (略)

則第八十条第一項各号に掲げる措置をとる必要があるときは、同項第一号に規定する信託の受益権又は同項第二号に規定する資産対応証券に運用することができる。

(財政融資資金運用報告書)

第十二条 (同上)

2 前項の報告書には、当該年度の財政融資資金の運用の状況及び運用資産の異動に関する重要な事項を記載するとともに、当該年度の財政融資特別会計の貸借対照表及び損益計算書を添付しなければならない。

3 (略)

○ 旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国債整理基金特別会計への繰入れ等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定による繰入れがあつた場合においては、その繰り入れられた金額について、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十二条第一項の規定による一般会計からの繰入れがあつたものとみなす。</p> <p>5（略）</p>	<p>（国債整理基金特別会計への繰入れ等）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前二項の規定による繰入があつた場合においては、その繰り入れられた金額について、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定による一般会計からの繰入があつたものとみなす。</p> <p>5（略）</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（保険料の負担）</p> <p>第三百三十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。</p> <p>第四百十条 第三百三十九条第一項から第三項まで及び前条第一項の規定による負担金は、組合員が組合に支払うべき保険料の一部に充てるため、当該組合に交付する。</p> <p>2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。</p> <p>（漁業協同組合事務費交付金の補助）</p> <p>第四百十一条 政府は、予算の範囲内において政令の定めるところにより、組合が第一百三十九条第四項（第二百二十一条及び第二百二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定により漁業協同組合に対し交付する事務費交</p>	<p>（保険料の負担）</p> <p>第三百三十九条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 前三項の規定による負担金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。</p> <p>第四百十条（同上）</p> <p>2 前項の規定によつて組合に交付すべき交付金は、組合に交付するのに代えて、当該組合が中央会に支払うべき再保険料の一部に充てるべきものとして中央会に交付し、又は当該組合若しくは中央会が政府に支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の再保険料収入に計上することができる。</p> <p>（漁業協同組合事務費交付金の補助）</p> <p>第四百十一条（同上）</p>

付金の一部を補助することができる。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入れ)

第四百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。

(特殊保険再保険事業等に関する事務費の繰入)

第四百四十三条 政府は、特殊保険再保険事業等の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。



○ 道路法施行法（昭和二十七年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定又は業務勘定の平成二十年度以後の年度の予算（特別会計に関する法律（平成十九年法律第号）附則第六十七条第一項第五号の規定により設置する道路整備特別会計の平成十九年度の予算から繰り越したものを含む。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。</p>	<p>第四条の二 道路の新設、改築、維持又は修繕に関する工事でこれに要する費用を道路整備特別会計の昭和三十五年度以後の年度の予算（昭和三十四年度から繰り越したものを除く。）により支弁するものについては、新法第五十三条第一項中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しない。</p>

○ 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第九十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特別会計に関する法律の適用）</p> <p>第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定は、適用しない。</p> <p>（国債による銀行への出資等）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 第二項の規定により発行する国債については、特別会計に関する法律第四十二条第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（国債整理基金特別会計法の適用）</p> <p>第九条 第五条第二項の規定により発行する基金通貨代用証券は、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第二項、第三条、第五条第一項及び第五条ノ二の規定の適用については、国債とみなさない。</p> <p>（国債による銀行への出資等）</p> <p>第十条 （略）</p> <p>2 6 （略）</p> <p>7 第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法第二条第二項の規定の適用については、国債とみなさない。</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（剰余金の納付）</p> <p>第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に納付しなければならない。</p> <p>（再保険金の前渡等）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に基金を設けることができる。</u></p>	<p>（剰余金の納付）</p> <p>第二十九条 組合は、前二条の場合に、給与保険の会計において生じた剰余金を漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に納付しなければならない。</p> <p>（再保険金の前渡等）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 政府は、再保険金の支出を円滑にするために、政令の定めるところにより、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に基金を設けることができる。</u></p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（資本金） 第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百六十億円及び政府の財政投融资特別会計の投資勘定からの出資金九十二億千万円の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（資本金） 第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百六十億円及び政府の産業投資特別会計からの出資金九十二億千万円の合計額とする。</p> <p>2・3 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 ～ 16 （略）</p> <p style="text-align: center;">（給付費の負担の特例）</p> <p>17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、<u>事業団と年金特別会計</u>とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りではない。</p> <p>18 ～ 33 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 ～ 16 （略）</p> <p style="text-align: center;">（給付費の負担の特例）</p> <p>17 第十三項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間をこの法律による加入者期間とみなして退職共済年金又は遺族共済年金の給付が行われた場合において、そのみなされた期間がその給付の計算の基礎となつたときは、その給付に要する費用は、<u>事業団と厚生保険特別会計</u>とが負担する。ただし、当該加入者を厚生年金保険の被保険者とみなし、加入者期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなした場合において、厚生年金保険法に照らし、当該給付に相当する保険給付を行うことができないときは、この限りではない。</p> <p>18 ～ 33 （略）</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（資金からの支払及び組入）                  第六条 過誤納金の還付金等及び償還金は、この法律で定めるところにより、資金から支払うものとする。                  2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は交付税及び譲与税配付金特別会計若しくは道路整備特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>	<p>（資金からの支払及び組入）                  第六条（同上）                  2 資金に属する現金は、前項の規定により支払に充てるべき金額を除き、この法律で定めるところにより、一般会計又は電源開発促進対策特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計若しくは道路整備特別会計（以下「特別会計」という。）の歳入に組み入れるものとする。</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（調整期間）</p> <p>第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（年金特別会計の厚生年金勘定の積立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（運用の目的）</p> <p>第七十九条の二 年金特別会計の厚生年金勘定の積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p>	<p>（調整期間）</p> <p>第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（厚生年金特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。）を保有しつつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（運用の目的）</p> <p>第七十九条の二 厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金（以下この章において「積立金」という。）の運用は、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の保険給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら厚生年金保険の被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたつて、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行うものとする。</p>

附則

第一条〜第十七条の五 (略)

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

第十八条・第十九条 (略)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 補正拠出金算定対象額は、平準化期間の各年度において、次の各号のいずれにも該当するように定められるものとする。

一 (略)

二 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額とロに掲げる額とが等しくなるように定められるものであること。

イ 平準化期間の各年度における補正拠出金算定対象額を積立金(特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第六十六条第五

号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号

に基づき厚生保険特別会計の年金勘定(次項において「旧厚生保険特別会計年金勘定」という。))又は年金特別会計の厚生年金勘定の積

立金並びに第八十五条の二及び第六十一条第一項に規定する責任準備金をいう。)の運用収益の予測に基づき算定する予定利率として政

令で定める率の複利現価法によつて平準化期間の最初の年度から当該各年度までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額

ロ (略)

5 附則第十八条第二項の規定により同項の予想額の算定が行われるときは

附則

第一条〜第十七条の五 (略)

(年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付)

第十八条・第十九条 (略)

第二十条 (略)

2・3 (略)

4 (同上)

一 (略)

二 補正拠出金算定対象額は、イに掲げる額とロに掲げる額とが等しくなるように定められるものであること。

イ 平準化期間の各年度における補正拠出金算定対象額を積立金(厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金並びに第八十五条の二及び第六

十一条第一項に規定する責任準備金をいう。)の運用収益の予測に

基づき算定する予定利率として政令で定める率の複利現価法によつて平準化期間の最初の年度から当該各年度までのそれぞれの期間に

応じて割り引いた額の合計額

ロ (略)

5 附則第十八条第二項の規定により同項の予想額の算定が行われるときは



、厚生労働大臣は、当該予想額の算定の基礎となつた拠出金算定対象予想額及び標準報酬合計予想額に基づき、積立金（旧厚生保険特別会計年金勘定及び年金特別会計の厚生年金勘定の積立金をいう。）の運用の実績を考慮して平準化期間及び補正拠出金算定対象額を変更するものとする。

6  
(略)

第二十一条～第三十二条 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 (略)

2  
(略)

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十一条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときに年金特別会計の厚生年金勘定の積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額（附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。）を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第四百七条第四項、第六十一条第二項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、第三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

、厚生労働大臣は、当該予想額の算定の基礎となつた拠出金算定対象予想額及び標準報酬合計予想額に基づき、積立金（厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）の運用の実績を考慮して平準化期間及び補正拠出金算定対象額を変更するものとする。

6  
(略)

第二十一条～第三十二条 (略)

(特定基金が解散する場合における責任準備金相当額の特例)

第三十三条 (略)

2  
(略)

3 政府は、第一項の申出を行つた特定基金であつて、当該申出の日まで業務の運営について相当の努力をし、かつ、当該申出の日以後の事業の継続が困難であると見込まれるものとして政令で定める要件に適合すると厚生労働大臣が認めたものが解散したときは、第六十一条第一項の規定にかかわらず、責任準備金相当額に代えて、当該特定基金の加入員及び加入員であつた者が加入員でなかつたときに厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金が増加する額として政令で定めるところにより算定した額又は当該特定基金の年金給付等積立金の額のうちいずれか大きい方の額（附則第三十七条及び第三十八条において「減額責任準備金相当額」という。）を、当該解散した特定基金から徴収する。この場合において、第四百七条第四項、第六十一条第二項から第八項まで及び第六十二条の規定は適用せず、第三十八条第六項の規定の適用については、同項中「政令で定める額」とあるのは、「附則第三十三条第三項に規定する減額責任準備金相当額」とする。

<p>4～6 (略)</p> <p>7 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、第三項の規定により政府が特定基金から徴収する徴収金は、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。</p> <p>第三十四条・第三十五条 (略)</p> <p>(納付の猶予の場合の加算金)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の利率は、各年について、当該年の初日の属する年度の前年度における年金特別会計の厚生年金勘定の積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>(特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により確定給付企業年金法第百十四条第五項の規定を準用する場合において、同項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p> <p>7 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条の規定にかかわらず、第三項の規定により政府が特定基金から徴収する徴収金は、同条の年金勘定の歳入とする。</p> <p>第三十四条・第三十五条 (略)</p> <p>(納付の猶予の場合の加算金)</p> <p>第三十六条 (略)</p> <p>2 前項の利率は、各年について、当該年の初日の属する年度の前年度における厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金の運用の実績を勘案して厚生労働大臣が定める率とする。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第三十七条 (略)</p> <p>(特定基金に係る責任準備金相当額等の一部の物納)</p> <p>第三十八条 (略)</p> <p>2 前項の規定により確定給付企業年金法第百十四条第五項の規定を準用する場合において、同項に規定する有価証券の価額として算定した額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計法第八条第一項の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。</p> <p>3 (略)</p> <p>第三十九条・第四十条 (略)</p>
--	--

<p>改正案(平成十九年四月一日)</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般会計からの繰入れの特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第<u>号</u>)附則第四百九条第一項第一号ロ及び第五百五十一条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>(自動車事故対策計画)</p> <p>4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第四条第四項の規定により特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号)附則第十五項の規定による読替後の同法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産で特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したものを充てて行う被害者の保護の</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般会計からの繰入れの特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合においては、自動車損害賠償保障事業特別会計法(昭和三十年法律第三百三十四号。以下「特別会計法」という。)第三条中「同条第二項の規定による一般会計からの繰入金、法第七十六条」とあるのは、「法第七十六条」とする。</p> <p>(自動車事故対策計画)</p> <p>4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成十三年法律第八十三号)附則第四条第四項の規定により特別会計法附則第十五項の規定による読替後の特別会計法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する計画(以下「自動車事故対策計画」という。)を作成し、又は変更するものとする。</p>

5  
～  
8  
(略)

増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

5  
～  
8  
(略)

<p>改正案(平成二十年四月一日)</p>	<p>現行</p>
<p>(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入れ)</p> <p>第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車安全特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般会計からの繰入れの特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第号)第二百十三条第一項第一号口及び第二百五十五条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>(自動車事故対策計画)</p>	<p>(自動車損害賠償保障事業に関する費用の繰入)</p> <p>第八十二条 政府は、第十条に規定する自動車(第七十八条の政令で定めるもの及び道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものを除く。)について、第七十八条の自動車損害賠償保障事業賦課金に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより、国の他の会計から自動車損害賠償保障事業特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>2 政府は、この法律に規定する自動車損害賠償保障事業の業務の執行に要する経費の一部を、毎会計年度、予算で定めるところにより、一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計に繰り入れるものとする。</p> <p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(一般会計からの繰入れの特例)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合においては、特別会計に関する法律(平成十九年法律第号)附則第四百九条第一項第一号口及び第五百五十一条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>(自動車事故対策計画)</p>

4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第四条第四項の規定により特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百三十四号）附則第十五項の規定による読替後の同法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産で特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したもので同法附則第二百二十八条第八項の規定により自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に帰属した資産を充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

5  
5  
8 （略）

4 国土交通大臣は、被害者の保護の増進を図るとともに、自動車事故の発生の防止に資するため、当分の間、自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）附則第四条第四項の規定により特別会計に関する法律附則第六十六条第十七号の規定による廃止前の自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百三十四号）附則第十五項の規定による読替後の同法附則第三項に規定する自動車事故対策勘定に帰属した資産で特別会計に関する法律附則第二百二十七条第四項の規定により自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に帰属したものを充てて行う被害者の保護の増進又は自動車事故の発生の防止の対策に関する事業に関する計画（以下「自動車事故対策計画」という。）を作成し、又は変更するものとする。

5  
5  
8 （略）

○ 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>1～12（略） （国有林野に係る特例）</p> <p>13 当分の間、<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u>の規定による国有林野事業特別会計において、<u>第二条第一項第三号の土地につき</u>第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。</p> <p>14～17（略）</p>	<p>附則</p> <p>1～12（略） （国有林野に係る特例）</p> <p>13 当分の間、<u>国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）</u>の規定による国有林野事業特別会計において、<u>第二条第一項第三号の土地につき</u>第三条第一項の規定によつて算定した交付金額の財源に不足を生ずる場合における交付金額の算定については、同項の規定にかかわらず、政令で特例を定めることができる。</p> <p>14～17（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 （略） （経過規定）</p> <p style="text-align: center;">2・3 （略）</p> <p>4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で社会資本整備事業特別会計の業務勘定又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）<u>第六条第一項第四号</u>に規定する特別事業関係特別会計の負担において行うものについては、第二十九条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">5 ～ 16 （略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 （略） （経過規定）</p> <p style="text-align: center;">2・3 （略）</p> <p>4 海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事で<u>治水特別会計</u>又は日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）<u>第六条第二項第四号</u>に規定する特別事業関係会計の負担において行うものについては、第二十九条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">5 ～ 16 （略）</p>



改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（償還差益等に係る分離課税等）</p> <p>第四十一条の十二（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9（略）</p> <p>一 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項又は第四十七条の規定により発行される国債</p> <p>二 特別会計に関する法律第百三十六条第一項又は第百三十七条第一項の規定により発行される国債</p> <p>三（略）</p> <p>四 特別会計に関する法律第百六十九条第一項又は第二項の規定により発行される国債</p> <p>五 特別会計に関する法律第八十二条第一項若しくは第二項又は第八十三条第一項の規定により発行される国債</p> <p>六（略）</p> <p>七 特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定により発行される国債</p> <p>八 特別会計に関する法律第九十四条第二項又は第九十五条第一項の規定</p>	<p>（償還差益等に係る分離課税等）</p> <p>第四十一条の十二（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9（略）</p> <p>一 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項又は第五条ノ二の規定により発行される国債</p> <p>二 食糧管理特別会計法（大正十年法律第三十七号）第三条又は第四条の規定により発行される国債</p> <p>三（略）</p> <p>四 国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第六条第一項又は第二項ただし書の規定により発行される国債</p> <p>五 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）第四条第一項又は第十八条第一項若しくは第二項ただし書の規定により発行される国債</p> <p>六（略）</p> <p>七 財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される国債</p> <p>八 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法</p>

により発行される国債

九〇十四 (略)

10  
〽  
27 (略)

律第十二号) 第十二条第二項又は第十三条第一項の規定により発行され  
る国債

九〇十四 (略)

10  
〽  
27 (略)

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（償還差益等に係る分離課税等）                  第四十一条の十二（略）                  2～8（略）                  9（略）                  一～六（略）                  七 特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定により発行される国債                  八～十四（略）                  10～27（略）</p>	<p>（償還差益等に係る分離課税等）                  第四十一条の十二（略）                  2～8（略）                  9（略）                  一～六（略）                  七 特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定により発行される国債                  八～十四（略）                  10～27（略）</p>

○ 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（資本金） 第五条 公庫の資本金は、二十四億円とし、政府が財政投融資特別会計の投 資勘定からその全額を出資する。 2・3 （略）</p>	<p>（資本金） 第五条 公庫の資本金は、二十四億円とし、政府が産業投資特別会計から その全額を出資する。 2・3 （略）</p>

改正案（平成二十二年四月一日）	現行
<p>（特定国有財産整備計画）</p> <p>第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（特定国有財産整備計画に係る事業の実施）</p> <p>第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業のうち、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十条の規定により国土交通大臣が行うもの以外のものは、政令で定めるところにより、財務大臣が行う。</p>	<p>（特定国有財産整備計画）</p> <p>第五条 財務大臣は、庁舎等その他の施設の用に供する国有財産（特定国有財産整備特別会計以外の特別会計に所属するもの、公共用財産その他政令で定める国有財産を除く。）について、その使用の効率化及び配置の適正化を図るため、次に掲げる取得及び処分をすることが適当であると認めるときは、政令で定めるところにより、関係の各省各庁の長の意見を聴いて、当該取得及び処分の基本的事項に関する計画（以下「特定国有財産整備計画」という。）を定めるものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（特定国有財産整備計画に係る事業の実施）</p> <p>第六条 特定国有財産整備計画による庁舎等その他の施設の用に供する国有財産の取得に関する事業として行う建築物の営繕及びその附帯施設の建設は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第十条第一項の規定の適用については、同項第三号に掲げる特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設に該当しないものとする。</p> <p>2 前項の国有財産の取得に関する事業のうち、官公庁施設の建設等に関する法律第十条の規定により国土交通大臣が行うもの以外のものは、政令で定めるところにより、財務大臣が行う。</p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条・第二条（略） （費用負担の特例） 第三条・第四条（略） 第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計又は社会資本整備事業特別会計の治水勘定若しくは業務勘定において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。 第五条～第十四条（略）</p>	<p>附則 第一条・第二条（略） （費用負担の特例） 第三条・第四条（略） 第四条の二 地すべり防止工事でこれに要する費用を国有林野事業特別会計又は治水特別会計において支弁するものについては、第三十二条中国費のみをもつてする施行に関する部分の規定は、適用しないものとする。 第五条～第十四条（略）</p>

○ 経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律（昭和三十三年法律第百六十九号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（資金の使用） 第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は財政投融资特別会計の投資勘定への繰入れに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（資金の使用） 第七条 資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰入れに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。</p> <p>2 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（調整期間）</p> <p>第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（<u>年金特別会計の国民年金勘定の積立金をいう。</u>第五章において同じ。）を保有しつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2・3（略）</p>	<p style="text-align: center;">（調整期間）</p> <p>第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金（<u>国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。</u>第五章において同じ。）を保有しつ当該財政均衡期間にわたつてその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付（付加年金を除く。）の額（以下この項において「給付額」という。）を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間（以下「調整期間」という。）の開始年度を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">2・3（略）</p>



○ 外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（準用） 第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u> 第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u> 第四十六条第一項及び第四十七条の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに同法附則第七十六条第一項の規定により発行する外貨債について準用する。</p>	<p>（準用） 第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u> 第四条第一項ただし書の規定により発行する外貨債、<u>国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u> 第五条第一項及び第五条ノ二の規定により外貨債の整理又は償還のため発行する外貨債並びに<u>財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）</u> 第十一条第一項及び第十二条の規定により発行する外貨債について準用する。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（外貨公債の発行）</p> <p>第一条 政府は、<u>財政投融资特別会計の投資勘定の貸付けの財源に充てるため、同勘定の負担において、外国通貨をもつて表示する公債（以下「外貨債」という。）を發行することができる。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により發行する外貨債、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定により外貨債の整理又は償還のため發行する外貨債並びに同法第六十二条第一項の規定により發行する外貨債について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1（略） （削る）</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（外貨公債の発行）</p> <p>第一条 政府は、<u>産業投資特別会計の貸付けの財源に充てるため、同会計の負担において、外国通貨をもつて表示する公債（以下「外貨債」という。）を發行することができる。</u></p> <p>2・3（略）</p> <p style="text-align: center;">（準用）</p> <p>第四条 第一条第三項及び前二条の規定は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項ただし書の規定により發行する外貨債、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定により外貨債の整理又は償還のため發行する外貨債並びに同法附則第七十六条第一項の規定により發行する外貨債について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1（略）</p> <p>2  当分の間、<u>第一条第一項の規定の適用については、同項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計産業投資勘定」と、「同会計」とあるのは「同勘定」とする。</u></p> <p>3 （略）</p>

<p>改正案（平成二十三年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（手数料） 第十三条（略） 2 第十条から前条までの手数料の納付は、<u>収入印紙</u>をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>	<p>（手数料） 第十三条（略） 2 第十条から前条までの手数料の納付は、<u>登記印紙</u>をもつてしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書又は印鑑の証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（共済掛金及び事務費の補助等）</p> <p>第百九十五条（略）</p> <p>2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（共済掛金に係る補助金の交付の方法）</p> <p>第百九十六条（略）</p> <p>2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる。</p> <p>（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ）</p> <p>第百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>（共済掛金及び事務費の補助等）</p> <p>第百九十五条（略）</p> <p>2 前項の規定による共済契約者に対する補助金に相当する金額は、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（共済掛金に係る補助金の交付の方法）</p> <p>第百九十六条（略）</p> <p>2 前項の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合に交付するのに代えて、当該組合が連合会に支払うべき再共済掛金の一部に充てるため、連合会に交付し、又は連合会が支払うべき保険料の全部若しくは一部に充てて、漁船再保険及漁業共済保険特別会計の保険料収入に計上することができる。</p> <p>（漁業共済保険事業に関する事務費の繰入れ）</p> <p>第百九十六条の二 政府は、漁業共済保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度予算の定めるところにより、一般会計から漁船再保険及漁業共済保険特別会計に繰り入れるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（利率、償還方法等）</p> <p>第二条 前条第一項、第二項又は第七項の規定による貸付金に係るものの利率は、当該貸付金を支弁するための社会資本整備事業特別会計の業務勘定（以下「業務勘定」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため業務勘定において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために業務勘定において借入金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超えず、かつ、前条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。</p> <p>2～10 （略）</p>	<p>（利率、償還方法等）</p> <p>第二条 前条第一項、第二項又は第七項の規定による貸付金に係るものの利率は、当該貸付金を支弁するための都市開発資金融通特別会計（以下「都市会計」という。）における借入金（当該貸付金の償還期間、据置期間若しくは償還方法（以下この項において「償還期間等」という。）が当該借入金の償還期間等と異なり、又は当該貸付金を支弁するため都市会計において借入金をしない場合にあつては、当該貸付金を支弁するために都市会計において当該貸付金と同一の償還期間等による借入れ（国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものに限る。）をしたとした場合における当該借入金）の利率を超えず、かつ、前条第一項第二号の土地（同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、同号ニに掲げる土地の区域内の土地で政令で定めるもの並びに同号ホ及びヘに掲げる土地に限る。）に係る貸付金又は同条第二項若しくは第七項の規定による貸付金にあつては、特にこれらの貸付金に係る土地の買取りが促進されるよう配慮し、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める。</p> <p>2～10 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（区分経理）</p> <p>第二十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資するもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>（機構の解散時における残余財産の分配）</p> <p>第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が財政投融資特別会計の投資勘定から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第二十一条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資するもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>（機構の解散時における残余財産の分配）</p> <p>第二十五条 機構は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産の額のうち、第二十一条第一号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を国庫に納付し、同条第三号に掲げる業務に係る勘定に属する額に相当する額を第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務（これに要する費用を政府が産業投資特別会計から出資したものを除く。）に係る各出資者並びに第二十三条第一項の信用基金に係る各出資者に対し、それぞれ、その出資額に応じて分配するものとする。</p> <p>2（略）</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条～第五条（略） （特例給付）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>特別会計に</u>関する法律（平成十九年法律第 号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p> <p>4～6（略） （三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>特別会計に</u>関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>特別会計に</u></p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条～第五条（略） （特例給付）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>厚生保険特別会計法</u>（昭和十九年法律第十号）その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p> <p>4～6（略） （三歳以上小学校修了前の児童に係る特例給付）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>厚生保険特別会計法</u>その他の政令で定める法律の規定を適用する。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、<u>厚生保険特</u></p>

6  
～  
8 (略) 関する法律その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6  
～  
8 (略) 別会計法その他の政令で定める法律の規定を適用する。



○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（財政投融资計画） 第六条（略）</p> <p>2 財政投融资計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十五条の投資（歳出予算の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（財政投融资計画） 第六条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条第二項の規定による投資（同法第十五条第一項の規定により使用することができるものを除き、貸付けにあつては、貸付けの期間が五年以上にわたる場合に限る。）</p> <p>三（略）</p> <p>3（略）</p>

○ 財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律（昭和四十八年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>（運用実績の報告）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 内閣は、財政投融資特別会計の財政融資資金勘定の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。</p> <p>（財政投融資計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 財政投融資計画は、次に掲げるものの予定額について、対象区分（国、法人（地方公共団体を除く。）及び地方公共団体に区分し、更に、国に係るものにあつては会計別に、法人（地方公共団体を除く。）に係るものにあつては法人別に細分したものをいう。）ごとの内訳及び各対象区分ごとの総額を明らかにするものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第五十条</u>の投資（歳出予算の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができ、貸付けに於ては、貸付けの期間が五年以上にわたるものを除き、貸付けに於ては、貸付けの期間が五年以上にわたる場</p>	<p>（運用実績の報告）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 内閣は、財政融資資金特別会計の歳入歳出決算を会計検査院に送付し、及び会計検査院の検査を経た当該歳入歳出決算を国会に提出する場合には、当該歳入歳出決算に財政融資資金に係る運用実績報告書を添付しなければならない。</p> <p>（財政投融資計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（同上）</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>附則第八十五条</u>の投資（歳出予算の金額のうち財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定により使用することができ、貸付けに於ては、貸付けの期間が五年以上にわたるものを除き、貸付けに於ては、貸付けの期間が五年以上にわたる場</p>

合に限る。)

三 (略)

3 (略)

たる場合に限る。)

三 (略)

3 (略)

○ 経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>1 （略）</p>	<p>1 （略）</p>
<p>2 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。</p>	<p>2 外国為替資金特別会計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。</p>
<p>附則第十二条の二の次に次の一条を加える。 （外国為替資金特別会計の歳入及び歳出の特例等）</p>	<p>附則中第十七項を第二十一項とし、第十六項を第二十項とし、第十五項を第十九項とし、第十四項の次に次の四項を加える。</p>
<p>第十二条の三 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下この条において「加盟措置法」という。）第二号第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下この項において同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。</p>	<p>15 外国為替資金に属する実際上交換可能通貨（経済協力開発機構金融支援基金への加盟に伴う措置に関する法律（昭和五十一年法律第三十八号。以下「加盟措置法」という。）第二号第二号に規定する実際上交換可能通貨をいう。以下同じ。）は、加盟措置法第三条第一号に掲げる貸付け（同号に規定する貸付予約の履行を含む。）及び譲受けのために充てることができるものとし、同条第二号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る実際上交換可能通貨は、外国為替資金に受け入れられるものとする。</p>
<p>2 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、外国為替資金特別会計の歳入又は歳出とする。</p>	<p>16 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れに係る利子又は手数料の収入又は支出は、この会計の歳入又は歳出とし、当該収入又は支出は、第十三条及び第十</p>

3| 外国為替資金特別会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

4| 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

四条に規定する収納済額の合計額又は支出済額等の合計額に含めるものとする。

17| この会計の負担に属する加盟措置法第三条第二号に掲げる借入れ及び加盟措置法第四条の規定による借入れに係る利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

18| 加盟措置法第三条各号に掲げる取引並びに加盟措置法第四条の規定による預入の受入れ及び借入れにより発生する加盟措置法第二条第一号に規定する特別引出権をもって表示される債権又は債務の価額並びに当該価額の改定及びこれに伴う損益の処理については、政令で定める。

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律  
(昭和五十二年法律第一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案 (平成十九年四月一日)	現行
<p>(一般会計からの繰入れ)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、特別会計に関する法律 (平成十九年法律第 号) 第四百四十五条第一項 (同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。) の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>(一般会計からの繰入れ)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法 (昭和十九年法律第十一号) 第六条第二項 (同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。) の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和五十五年法律第三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四百五十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同法第百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p> <p>3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定において決算上の剰余を生じた場合には、特別会計に関する法律第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による農業共済再保険特別会計の果樹勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第三項において準用する同条第二項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお剰余があるときは、同項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p> <p>3 政府は、第一項の規定による漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定への繰入金については、後日、同勘定において決算上の剰余を生じた場合には、漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からの繰入金等に関する法律（昭和五十六年法律第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

<p>（一般会計からの繰入れ） 第一条（略） 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。 （農業勘定における積立金の歳入への繰入れ） 第二条 政府は、特別会計に関する法律附則第六十六条第六号の規定による廃止前の農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）に基づく農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、同勘定における同法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>	<p>（一般会計からの繰入れ） 第一条（略） 2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号。次条において「法」という。）第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。 （農業勘定における積立金の歳入への繰入れ） 第二条 政府は、農業共済再保険特別会計の農業勘定における農作物共済及び畑作物共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるため、昭和五十五年度において、同勘定における法第六条第二項の規定による積立金を同勘定の歳入に繰り入れることができる。</p>
--	--



○ 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金に  
 関する法律（昭和五十七年法律第二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四百四十五条第一項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定において決算上の剰余を生じた場合において、農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）第六条第二項（同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（年金特別会計への運用収入相当額の繰入れ）

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより年金特別会計（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計を含む。）において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、平成九年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのつとり、予算の定めるところにより、一般会計から年金特別会計に繰り入れるものとする。

2 特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

（特別会計に関する法律の規定の読替え）

第五条 年金特別会計の国民年金勘定において、前条第一項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八

（国民年金特別会計への運用収入相当額の繰入れ）

第四条 政府は、第二条の規定による国庫負担金の繰入れの平準化のための措置がとられたことにより国民年金特別会計において生じないこととなつたと見込まれる運用収入に相当する金額を、平成九年度以降において、当該措置に係る平準化の趣旨にのつとり、予算の定めるところにより、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による一般会計からの繰入金は、国民年金特別会計国民年金勘定の歳入とする。

（国民年金特別会計法の規定の読替え）

第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において次の表の上欄に掲げる各年度に一般会計から受け入れた金額に係る国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第十六条第二項第一号の規定の適用については、同欄に掲げる年度の区分に応じ、同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

年法律第四十六号) 第四条第一項の規定により繰り入れた金額を除く。)と  
 「とする。」

年度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和六十一年度から平成八年度の各年度	昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法律第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項(第九号を除く。)又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号の規定による国庫負担金の額	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号)第二条(同法第三条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定により一般会計から受け入れるべき金額
平成九年	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律(昭和五十八年法律第四十六号。以下この号において「繰入特例法」という。)第四条第一項の規定により繰り入れ

<p>平成十年 度以降に おいて前 条第一項 の規定に よる繰入 れがされ た年度</p>	<p>一般会計から国民年金勘定又は 福祉年金勘定に繰り入れた金額</p>	<p>一般会計から国民年金勘定又 は福祉年金勘定に繰り入れた 金額（国民年金特別会計への 国庫負担金の繰入れの平準化 を図るための一般会計からす る繰入れの特例に関する法律 （昭和五十八年法律第四十六 号）第四条第一項の規定によ り繰り入れた金額を除く。）</p>		<p>昭和三十四年法律第三十四号附則 第三十四条第二項及び第三項に おいて読み替えて適用する法第 八十五条第一項並びに昭和六十 年法律第三十四号附則第三十四 条第一項（第九号を除く。）又 は昭和六十年法律第三十四号附 則第三十四条第一項第九号の規 定による国庫負担金の額</p>	<p>繰入特例法第二条（繰入特例 法第三条第三項において読み 替えて適用する場合を含む。 ）の規定により一般会計から 受け入れるべき金額</p>	<p>た金額を除く。）</p>
---	--	--	--	---	--	-----------------

2 | 前項の規定により国民年金特別会計法第十六条第二項第一号の規定が読

み替えられた場合における同法第十二条第一項の規定の適用については、同項中「第十六条第二項」とあるのは、「国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第五条第一項において読み替えて適用する第十六条第二項」とする。

○ 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律（昭和五十九年法律第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の償還のための起債の特例）</p> <p>第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</p> <p>一 第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>2 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>	<p>（特例公債の償還のための起債の特例）</p> <p>第六条 政府は、第二条第一項の規定及び次の各号に掲げる規定により発行した公債については、<u>国債整理基金特別会計法第五条第一項及び第五条ノ二</u>の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、</u>できる限り行わないよう努めるものとする。</p> <p>一〇九 （略）</p> <p>2 政府は、第二条第一項の規定及び前項各号に掲げる規定により発行した公債について<u>国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二</u>の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条～第三十二条（略） （厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 附則第二十条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保険給付に要する費用及び旧日雇労働者健康保険法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求に対する支払に要する費用は、<u>年金特別会計</u>の健康勘定の歳出とし、附則第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定によりなお従前の例によることとされた費用の徴収、納付の命令並びに返還及び支払に係る金額、保険料、追徴金、徴収金及び延滞金並びに国庫負担金は、同勘定の歳入とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第三十四条～第六十四条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第一条～第三十二条（略） （厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 附則第二十条第二項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされた旧保険給付に要する費用及び旧日雇労働者健康保険法第十条第五項第一号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局の請求に対する支払に要する費用は、<u>厚生保険特別会計</u>の健康勘定の歳出とし、附則第二十三条、第二十四条及び第二十七条の規定によりなお従前の例によることとされた費用の徴収、納付の命令並びに返還及び支払に係る金額、保険料、追徴金、徴収金及び延滞金並びに国庫負担金は、同勘定の歳入とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第三十四条～第六十四条（略）</p>

○ 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律（昭和六十年法律第三十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十三年四月一日）	現行
<p>（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）</p> <p>第三条 何人でも、手数料を納付して、登記官に対し、前条第一項の登記ファイルに記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付を請求することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、<u>収入印紙</u>をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>	<p>（登記ファイルに記録されている事項を証明した書面）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 第一項の手数料の納付は、法務省令で定めるところにより、<u>登記印紙</u>をもつてしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第二項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。</p>



○ 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条〜第三十三条（略）</p> <p>（国民年金事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第三十四条〜第三十八条（略）</p> <p>第三十八条の二 施行日の前日における特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七条の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち旧国民年金法第七条第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に旧国民年金法附則第六条第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する積立金の額の計算については、政令で定める。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条〜第三十三条（略）</p> <p>（国民年金事業に要する費用の負担の特例）</p> <p>第三十四条〜第三十八条（略）</p> <p>第三十八条の二 施行日の前日における国民年金特別会計国民年金勘定の積立金（旧国民年金法第八十七条の二第一項に規定する保険料に係る部分を除く。）のうち同法第七条第二項第一号に掲げる者の配偶者であつて同時に同法附則第六条第一項の規定による被保険者であつた期間を有する者の当該期間に係る保険料納付済期間に係る部分として政令で定めるところにより算定した部分（当該部分から生じる運用収入を含み、政令で定める部分を除く。）については、政令で定めるところにより、各年度における基礎年金の給付に要する費用に充てることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に規定する国民年金特別会計国民年金勘定の積立金の額の計算に</p>

第三十九条～第百五十条  
(略)

については、政令で定める。

第三十九条～第百五十条  
(略)

○ 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十年法律第八十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十年年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u>第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u>第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>

○ 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十一年法律第六十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u>第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u>第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>

○ 昭和六十二年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十二年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u>第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u>第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、<u>国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（特別会計に関する法律の特例）

（産業投資特別会計法の特例）

第七条 特別融資関係特別会計への繰入れ、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付け及び特別事業関係会計への繰入れに関する政府の経理は、当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十五条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

第七条 特別融資関係特別会計への繰入れ、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付け及び特別事業関係会計への繰入れに関する政府の経理は、当分の間、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2  
（略）

2  
（略）

3 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十七条、第八十九条、第九十条第一項から第三項まで及び第五項並びに第九十一条第一項、第三項及び第四項中「産業投資特別会計」とあるのは、「産業投資特別会計の産業投資勘定」とする。

3 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第一条第二項、第三条、第三条の二第一項、第三条の三並びに第四条第一項及び第二項中「この会計」とあるのは、「産業投資勘定」とする。

4  
（略）

4  
（略）

10 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十八条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第三号及び第四号に掲げる書類について は、産業投資勘定に係るものに限る。）」と、同法附則第九十条第四項中

10 第一項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、産業投資特別会計法第六条中「歳入歳出予算は」とあるのは「歳入歳出予算は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分し、各勘定において」と、同法第七条第二項第一号中「歳入歳出予定計算書

「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計の各勘定」と、「利益積立金」とあるのは「当該各勘定の利益積立金」とする。

11

(略)

「とあるのは「各勘定の歳入歳出予定計算書」と、同項第二号中「前前年度の」とあるのは「各勘定の前々年度の」と、同項第三号中「前年度」とあるのは「各勘定の前年度」と、同項第四号中「前年度」とあるのは「産業投資勘定の前年度」と、同法第八条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「積立金」とあるのは「当該各勘定の積立金」と、同法第九条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、「翌年度の歳入」とあるのは「当該各勘定の翌年度の歳入」と、同法第十二条中「この会計」とあるのは「各勘定」と、同法第十三条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定に」と、「この会計の」とあるのは「当該各勘定の」と、同法第十五条第一項中「この会計」とあるのは「各勘定」とする。

11

(略)

○ 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>（繰入規定）</p> <p>第六条 政府は、当分の間、次に掲げる財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売払収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。</p> <p>一 別に法律で定めるところにより第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けに関する経理を行う特別会計（以下「特別融資関係特別会計」という。）への繰入れの財源</p> <p>二 第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）の財源</p> <p>三 第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付</p>	<p>（繰入規定）</p> <p>第六条 政府は、当分の間、次条第二項に規定する産業投資特別会計社会資本整備勘定への繰入れの財源に充てるため、各会計年度における国債の償還等国債整理基金の運営に支障の生じない範囲内で、日本電信電話株式会社の株式の売払収入金に相当する金額の一部を、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れることができる。</p> <p>2 政府は、前項の規定により繰入れを行う場合においては、次に掲げる財源に充てるため、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>一 別に法律で定めるところにより第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けに関する経理を行う産業投資特別会計以外の特別会計（次号及び次条において「特別融資関係特別会計」という。）への繰入れの財源</p> <p>二 第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）の財源</p> <p>三 第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付</p>



けの財源

四 次条第二項に規定する当該公共的建設事業の費用に充てるための財源及び当該公共的建設事業に関する経理を行う場合の特別会計（次条において「特別事業関係特別会計」という。）への同項の規定による繰入れの財源

2 政府は、後日、前項の規定により国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れられた金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（特別融資関係特別会計及び特別事業関係特別会計への繰入れ）

第七条

けの財源

四 次条第六項に規定する当該公共的建設事業に関する経理を行う場合の一般会計又は特別会計（次条において「特別事業関係会計」という。）への同項の規定による繰入れの財源

3 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

4 政府は、前項の規定による繰入れに支障が生ずると認める場合には、当該繰入れに支障を生じないようにするために必要な額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

5 政府は、第三項の規定により繰入れを行う場合においては、当該繰入金に相当する金額を、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

（特別会計に関する法律の特例）

第七条 特別融資関係特別会計への繰入れ、第二条第一項又は第二条の第二項の規定による貸付け（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による日本政策投資銀行等への貸付け及び特別事業関係会計への繰入れに関する政府の経理は、当分の間、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十五条の規定にかかわらず、産業投資特別会計において行うものとする。

2 前項の規定により、同項に規定する政府の経理を産業投資特別会計で行う場合においては、同特別会計は、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分する。

3 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十七条、第八十九条、第九十条第一項から第三項まで及び第五項並びに第九十一条第一項、第三項及び第四項中「産業投資特別会計」とあるのは、「産業投資特別会計の産業投資勘定」とする。

4 産業投資特別会計社会資本整備勘定においては、一般会計からの繰入金、特別融資関係特別会計からの繰入金、特別事業関係会計からの繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）及び第三条第一項又は第二項の規定による貸付金の償還金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、一般会計への繰入金、特別融資関係特別会計への繰入金、特別事業関係会計への繰入金、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）、第三条第一項又は第二項の規定による貸付金、一時借入金の利子及びその他の諸費をもつてその歳出とする。

5 前項に規定する特別融資関係特別会計への繰入金は、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けの財源に充てるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

前条第一項の規定により、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れられたときは、第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付けの財源に充てるため、特別融資関係特別会計の当該貸付金に相当する金額を特別融資関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入

れるものとする。

2 前条第一項の規定により、国債整理基金特別会計から一般会計に繰り入れられたときは、国が実施する公共的建設事業であつて民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものうち緊急に実施する必要があるものの財源に充てるため、当該公共的建設事業に要する費用（国が負担すべき費用に限る。）に相当する金額を特別事業関係特別会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

6 第四項に規定する特別事業関係会計への繰入金金は、国が実施する公共的建設事業であつて民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものうち緊急に実施する必要があるものの財源に充てるため、当該公共的建設事業に要する費用（国が負担すべき費用に限る。）に相当する金額を特別事業関係会計に、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。

7 政府は、前項の規定により一般会計に繰入れを行つた場合においては、当該繰入金を繰り入れた会計年度及びこれに続く五箇年度以内に、当該繰入金に相当する金額（次項の規定により繰入れを行つた場合においては、当該繰入金に相当する金額を控除した金額）に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れるものとする。

8 政府は、第六項の規定による産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計への繰入金の額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて一般会計において経理されるものの当該年度において要した費用（当該年度において国が負担した費用に限る。）を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による同勘定からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度までに一般会計から同勘定に繰り入れるものとする。

9 政府は、前条第二項及び第四項並びに前二項の規定による繰入金のほか

3 | 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

か、一時借入金の子及びその他の諸費に相当する金額を限度として、予算で定める金額を、一般会計から産業投資特別会計社会資本整備勘定に繰り入れることができる。

10 | 第一項の規定により、同項に規定する経理を産業投資特別会計で行う場合においては、特別会計に関する法律附則第八十八条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第三号及び第四号に掲げる書類については、産業投資勘定に係るものに限る。）」と、同法附則第九十条第四項中「産業投資特別会計」とあるのは「産業投資特別会計の各勘定」と、「利益積立金」とあるのは「当該各勘定の利益積立金」とする。

11 | 財務大臣は、他の各省各庁の長の同意を得て、当該各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に第二条第一項又は第二条の二第一項の規定による貸付金（特別融資関係特別会計において経理されるものを除く。）に係る支出負担行為に関する事務を委任するものとする。

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（昭和六十三年法律第三号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定</u>において決算上の剰余を生じた場合には、<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u>第七十八条第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定</u>において決算上の剰余を生じた場合には、<u>漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）</u>第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（昭和六十三年法律第五十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十三年年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u>第五条第一項及び<u>第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>

○ 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（平成元年法律第四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 政府は、<u>財政法（昭和二十二年法律第三十四号）</u>第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成元年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十六条第一項及び第四十七条の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について特別会計に関する法律第四十六条第一項又は第四十七条の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>	<p>（特例公債の発行等）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）</u>第五条第一項及び<u>第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつつ、できる限り行わないよう努めるものとする。</u></p> <p>5 政府は、<u>第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行った場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。</u></p>

○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一〜六 (略) 七 <u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第百二条第二項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）</u> 八 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (同上) 一〜六 (略) 七 <u>治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第三項第一号に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。）</u> 八 (略)</p>



○ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（平成六年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。 一〜六 (略) 七 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第百九十八条第</u> <u>二項第一号</u>に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） 八 (略)</p>	<p>(定義) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (同上) 一〜六 (略) 七 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>附則第百三条第</u> <u>二項第一号</u>に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの（以下「河川水道原水水質保全事業」という。） 八 (略)</p>

○ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計の国民年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から国民年金特別会計の国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p> <p>4 年金特別会計の国民年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充て</p>	<p>（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。</p>

るべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第三條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。）とする。

5| (略)

附則

1 (略)

2 特別会計に関する法律附則第四百五條の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第七條第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同條第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

4| (略)

附則

1 (略)

2 自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百四十四号）附則第二項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第七條第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同條第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）

現行

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）  
第七条（略）

（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの一般会計への繰入れ）  
第七条（略）

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとした場合に当該勘定又は自動車損害賠償保障事業特別会計において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車損害賠償保障事業特別会計への繰入金は、同特別会計の歳入とする。

附則

附則

1（略）

1（略）

2 特別会計に関する法律附則第五十五条第一項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計

2 特別会計に関する法律附則第四百五十五条の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に

画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、第七条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」と、「一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「の繰入金は「当該勘定」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第七条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律（平成六年法律第八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例）</p> <p>第四条 政府は、第一条各項の規定及び平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定により発行した公債の償還に充てるため、<u>特別会計</u>に関する法律（平成十九年法律第<u>号</u>）の規定による繰入れを行うほか、平成十年度から平成二十九年度までの各年度において、当該公債の発行額面金額（割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する金額）の総額から三千四百八十五億六千万円を控除した額の三十分の一に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。</p>	<p>（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例）</p> <p>第四条 政府は、第一条各項の規定及び平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律第一条の規定により発行した公債の償還に充てるため、<u>国債整理基金特別会計法</u>（明治三十九年法律第六号）の規定による繰入れを行うほか、平成十年度から平成二十九年度までの各年度において、当該公債の発行額面金額（割引の方法により発行した場合においては、発行価格に相当する金額）の総額から三千四百八十五億六千万円を控除した額の三十分の一に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。</p>

○ 漁船再保険及漁業共済保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律（平成七年法律第七号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定</u>において決算上の剰余を生じた場合には、<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）</u> 第七十八條第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>	<p>1 （略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日、<u>漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定</u>において決算上の剰余を生じた場合には、<u>漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）</u> 第三条ノ五第一項の規定にかかわらず、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を一般会計に繰り入れなければならない。</p>

○ 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第六条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、平成七年度に係る六十年改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に年金特別会計の厚生年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とある

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第六条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、平成七年度に係る六十年改正法附則第七十九条の規定による国庫負担金の額と前項の規定による繰入金の額との差額に相当する額及び同項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。



のは、「金額（平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第六條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。）」とする。

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第七條（略）

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に年金特別会計の国民年金勘定（特別会計に関する法律附則第六十六條第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一條第二項の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの年金特別会計の国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の国民年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十條第二項第一号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第七條第二項の規定により繰り入れた金額を除く。）」とする。

（一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入れの特例）

第七條（略）

2 政府は、後日、将来にわたる国民年金事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、前項の規定により繰入金額の算定において加算しなかった金額に相当する額及び同項の規定による特例措置がとられなかったとした場合に国民年金特別会計国民年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 前項の規定による一般会計からの国民年金特別会計国民年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

5 | (略)

附則

1 | (略)

2 | 特別会計に関する法律附則第四百五十五条の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

4 | (略)

附則

1 | (略)

2 | 自動車損害賠償保障事業特別会計法（昭和三十年法律第三百三十四号）附則第二項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入れに係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>（社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>（削る）</p> <p>5 償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ（前項の規定による繰入れを除く。）及び予算の執行並びに償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに関する政府の経理については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律（社会資本整備特別措置法第六条第一項第一号に規定する法律に限る。）の規定及び社会資本整備特別措置法第七条の規定を適用する。</p> <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとし</p>	<p>（社会資本整備特別措置法による貸付金の償還の特例等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2、4（略）</p> <p>5 政府は、前項の規定による一般会計からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、産業投資特別会計社会資本整備勘定から一般会計に繰り入れるものとする。</p> <p>6 償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ（前二項の規定による繰入れを除く。）及び予算の執行並びに償還時貸付金の貸付けに係る国の会計間の繰入れ及び償還時貸付金の貸付けに関する政府の経理については、当該償還時貸付金を当該償還時貸付金に係る当初貸付金とみなして、関係法律（社会資本整備特別措置法第六条第二項第一号に規定する法律に限る。）の規定及び社会資本整備特別措置法第七条の規定を適用する。</p> <p>（自動車損害賠償責任再保険特別会計からの繰入れ）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2 政府は、前項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、その繰入金に相当する額及び同項の規定による繰入れがなかったとし</p>

た場合に当該勘定、自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計の保障勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車安全特別会計の保障勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

#### 附則

##### 1 (略)

2 特別会計に関する法律附則第五十五条第一項の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する経理を自動車安全特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計又は自動車安全特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定又は自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定若しくは」と、「一般会計から自動車安全特別会計の保障勘定」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車安全特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金

た場合に当該勘定又は自動車損害賠償保障事業特別会計において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計に繰り入れるものとする。

3 第一項の規定による自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定又は保障勘定からの繰入金金は、それぞれ同特別会計の保険勘定又は保障勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの自動車損害賠償保障事業特別会計への繰入金は、同特別会計の歳入とする。

#### 附則

##### 1 (略)

2 特別会計に関する法律附則第四百五条の規定により、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）附則第四項の自動車事故対策計画に基づく同法附則第五項の規定による交付並びに出資及び貸付け並びに補助に関する政府の経理を自動車損害賠償保障事業特別会計において行う場合においては、第十条第二項中「その繰入金」とあるのは「それぞれその繰入金」と、「自動車損害賠償保障事業特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定若しくは保障勘定」と、「一般会計から同特別会計」とあるのは「自動車損害賠償責任再保険特別会計の保険勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の自動車事故対策勘定に、自動車損害賠償責任再保険特別会計の保障勘定からの繰入に係るものにあつては一般会計から自動車損害賠償保障事業特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「への繰入金

車安全特別会計の保障勘定」と、同条第三項中「の保障勘定への繰入金は「当該勘定」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

は、同特別会計」とあるのは「の自動車事故対策勘定又は保障勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の自動車事故対策勘定又は保障勘定」とする。

○ 平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成八年法律第四十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、八千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に年金特別会計の厚生年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成八年法律第四十一号）第三条第二項の規定により繰り

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、八千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

入れた金額を除く。」とする。

○ 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国有林野事業における配慮） 第九条 国は、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第九号）<u>第一百五十八条第二項</u>の国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。</p>	<p>（国有林野事業における配慮） 第九条 国は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）<u>第一条第二項</u>の国有林野事業をいう。）に係る森林施業を他に委託して行う場合には、認定事業主に委託するよう配慮するものとする。</p>



○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国有林野事業における配慮） 第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第百五十八条第二項の国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。</p>	<p>（国有林野事業における配慮） 第十三条 国は、木材安定供給確保事業の円滑な推進のため、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項の国有林野事業をいう。）における木材の供給について適切な配慮をするものとする。</p>

○ 平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成九年法律第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に年金特別会計の厚生年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成九年法律第二十七号）第三条第二項の規定により繰り

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千二百億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

入れた金額を除く。」とする。

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国の財政運営の当面の方針）</p> <p>第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額（一般会計の歳出の額から国債費（<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十二条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。</u>）の額、<u>同法第二十四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。</u>以下同じ。）を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（エネルギー対策に係る改革の基本方針）</p> <p>第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、<u>エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定のすべての歳出を見直し、一般会計から当該勘定への繰入金の額を縮減するとともに、同特別会計の電源開発促進勘定について、すべての歳出を見直し、電源立地</u></p>	<p>（国の財政運営の当面の方針）</p> <p>第六条 国は、第四条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額（一般会計の歳出の額から国債費（<u>国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定その他政令で定める規定による一般会計から国債整理基金特別会計への繰入金をいう。</u>）の額、<u>交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額その他政令で定める経費の額を合算した額を控除した額をいう。</u>以下同じ。）を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。</p> <p>一 六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（エネルギー対策に係る改革の基本方針）</p> <p>第二十八条 政府は、中長期的に安定的なエネルギー施策を推進する観点に立ちつつ、<u>石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計のすべての歳出を見直し、一般会計から同特別会計への繰入金の額を縮減するとともに、電源開発促進対策特別会計について、すべての歳出を見直し、電源立地</u></p>

対策及び電源利用対策の一層の効率化を行うものとする。

対策及び電源利用対策の一層の効率化を行うものとする。

○ 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十年法律第三十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に年金特別会計の厚生年金勘定（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定を含む。）において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

3 特別会計に関する法律第百十一条第三項の規定によるほか、前項の規定による一般会計から年金特別会計の厚生年金勘定への繰入金は、当該勘定の歳入とする。

4 年金特別会計の厚生年金勘定において、第二項の規定による繰入れがされた会計年度に一般会計から受け入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額（平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十年法律第三十五号）第三条第二項の規定により繰り

（一般会計からの厚生保険特別会計年金勘定への繰入れの特例）

第三条（略）

2 政府は、後日、将来にわたる厚生年金保険事業の財政の安定が損なわれることのないよう、予算の定めるところにより、七千億円及び前項の規定による繰入れの特例措置がとられなかったとした場合に厚生保険特別会計年金勘定において生じていたと見込まれる運用収入に相当する額を合算した額に達するまでの金額を、一般会計から当該勘定に繰り入れるものとする。

入れた金額を除く。」とする。

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十三年四月一日）	現行
<p>（手数料の納付）</p> <p>第二十一条 登記事項概要証明書、登記事項証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する者は、物価の状況及び登記事項証明書の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の納付は、<u>収入印紙</u>をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p>	<p>（手数料の納付）</p> <p>第二十一条（同上）</p> <p>2 前項の手数料の納付は、<u>登記印紙</u>をもってしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項の請求をするときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p>



<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 特別会計に関する法律の特例（第十八条―第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第百五十八号）第百五十八条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。</p> <p>（職員数の適正化）</p> <p>第十条 政府は、国有林野事業（特別会計に関する法律第百五十八条第三項第一号に規定する直轄治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章（略）</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 国有林野事業特別会計法の特例（第十八条―第二十条）</p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項に規定する国有林野事業をいう。以下同じ。）の危機的な財務状況に対処するため、その抜本的な改革の趣旨及び全体像を明らかにすることにより、国有林野事業の改革についての国民の理解を深めるとともに、あわせて、特定の債務の一般会計への帰属その他国有林野事業の改革のために必要な特別措置について定めることを目的とする。</p> <p>（職員数の適正化）</p> <p>第十条 政府は、国有林野事業（国有林野事業特別会計法第一条第三項第一号に規定する直轄治山事業を含む。以下この節において同じ。）の効率的</p>

率的な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 (略)

(借入金的一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業勘定(国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九号)による改正前の国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項)において同じ。)の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一・二 (略)

2 (略)

第二節 特別会計に関する法律の特例

(借入金の償還金に係る借入金)

第十八条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、特別会計に関する法律の規定による借入金のほか、同特別会計の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、同特別会計の負担において、借入金をすることができる。

(削る)

な実施体制を整備するため、集中改革期間において、国有林野事業に係る職員数の適正化を緊急に推進し、集中改革期間終了後できるだけ早い時期に、その職員数を業務に応じた必要かつ最小限のものとする。

2 (略)

(借入金的一般会計への帰属等)

第十五条 政府は、この法律の施行の時に、その時における事業勘定(国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律(平成十八年法律第九号)による改正前の国有林野事業特別会計法に基づく国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定をいう。次条第一項において同じ。)の負担に属する次に掲げる債務を、一般会計に帰属させる。

一・二 (略)

2 (略)

第二節 国有林野事業特別会計法の特例

(借入金の償還金に係る借入金)

第十八条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法の規定による借入金のほか、同特別会計の負担に属する借入金の償還金の財源に不足を生ずると認められるときは、その財源に充てるため、同特別会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金については、国有林野事業特別会計法第五条第

(損失の処理の特例)

第二十条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、特別会計に関する法律第六十五条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

一項の規定による借入金とみなして、同条第二項並びに同法第七条及び第八条の規定を適用する。

(損失の処理の特例)

第二十条 国有林野事業特別会計においては、第十六条第一項に規定する年度までの間において、国有林野事業特別会計法第十四条第二項の規定により繰り越した損失を、資本剰余金を減額して整理することができるものとする。

改正案（平成十九年四月一日）

現行

第五条 削除

（国債整理基金特別会計法の適用に関する特例）  
第五条 次に掲げる債務に係る借入金については、国債整理基金特別会計法

（明治三十九年法律第六号）第二条第四項の規定は、適用しない。

一 第二条第一項の規定により政府が承継する同項第一号から第四号までに掲げる債務

二 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第二項の規定により政府が承継した債務

（一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れ）

第六条 政府は、次に掲げる債務の償還を確実に行うため、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定による繰入れを適切に行うものとする。

一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第二条第一項の規定により

政府が承継した債務

ものとする。  
一 日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条第一項の特定債券に係る債務の償還を確実に行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。

二 日本国有鉄道清算事業団の債務の軽減を図るために平成二年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律（平成二年法律第四十五号）第二条第二項の規定により政府が承継した債務

三 日本国有鉄道清算事業団の債務の軽減を図るために平成九年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律第三条の特定債券に係る債務

○ 一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成十年法律第三百三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第二十五条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第六条第二項の規定の適用については、同項中「交付税及び譲与税配付金特別会計」とあるのは、「交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計」とする。</p> <p>（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）</p> <p>第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第四十条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。</p>	<p>（国税収納金整理資金に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第二十五条 前条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合における国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第六条第二項の規定の適用については、同項中「石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とあるのは、「国債整理基金特別会計、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」とする。</p> <p>（一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例）</p> <p>第二十六条 第二十四条の規定によりたばこ特別税の収入を国債整理基金特別会計の歳入に組み入れる場合においては、当該組み入れられた金額に相当する金額が国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二条第一項の規定により一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものとみなす。</p>

○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条～第七条（略） （平成十九年度及び平成二十年度における特別会計に関する法律附則第十条の規定の適用に関する読替え） 第八条 平成十九年度及び平成二十年度における特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第十条の規定の適用については、同条中「地方特例交付金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交付金の総額の合算額」とする。</p>	<p>附則 第一条～第七条（略） （平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第七条の二の規定の適用に関する読替え） 第八条 平成十九年度及び平成二十年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）附則第七条の二の規定の適用については、同条中「地方特例交付金の総額」とあるのは、「地方特例交付金の総額と同法附則第四条第二項に規定する特別交付金の総額の合算額」とする。</p>

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十三年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（手数料） 第十一条 次に掲げる者は、物価の状況、登記に要する実費、登記事項証明書 の交付等に要する実費その他一切の事情を考慮して政令で定める額の手 数を納めなければならない。 一～三 （略） 2 前項の手数の納付は、<u>収入印紙</u>をもってしなければならない。ただし 、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法 律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理 組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で 定めるところにより、現金をもってすることができる。</p>	<p>（手数料） 第十一条 （同上） 一～三 （略） 2 前項の手数の納付は、<u>登記印紙</u>をもってしなければならない。ただし 、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法 律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理 組織を使用して前項各号の嘱託、申請又は請求をするときは、法務省令で 定めるところにより、現金をもってすることができる。</p>



○ 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条～第九条（略）</p> <p>（再保険に関する経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項の規定により政府の再保険事業が行われる場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第百八十二条中「再保険」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第十条第一項の再保険」と、同法第百八十四条第一号イ及び第二号イ中「再保険の」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第一項の再保険の」と、同条第一号ロ中「第六十一条第一項」とあるのは「第六十一条第一項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第三項」と、同号チ中「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項並びに貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第四項」と、同法第百八十六条第一項第三号中「及び貿易保険法による政府の再保険」とあるのは「並びに貿易保険法による政府の再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第一項の再保険」と、同法第百九十一条第二項中「及び貿易保険法第六十一条第二項」とあるのは「並びに貿易</p>	<p>附則</p> <p>第一条～第九条（略）</p> <p>（再保険に関する経過措置）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項の規定により政府の再保険事業が行われる場合には、貿易再保険特別会計法（昭和二十五年法律第六十八号）第一条中「再保険」とあるのは「再保険及び貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第十条第一項の再保険」と、同法第四条第一項中「第六十一条第一項」とあるのは「第六十一条第一項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第三項」と、「第六十一条第二項」とあるのは「第六十一条第二項並びに貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第四項」と、同法第十一条の二第二項中「及び法第六十一条第二項」とあるのは「並びに法第六十一条第二項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十条第四項」とする。</p>

易保険法第六十一条第二項及び貿易保険法の一部を改正する法律附則第十  
条第四項」とする。

第十一条〜第十五条（略）

第十一条〜第十五条（略）

○ 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理） 第十三条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 前条第一号及び第二号の業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 二 号）附則第百三条第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの 二・三（略）</p>	<p>（区分経理） 第十三条（同上） 一 前条第一号及び第二号の業務のうち、治水特別会計法（昭和三十五年法律第四十号）第一条第二項第六号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの 二・三（略）</p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第十三条 削除</p>	<p>第十三条 研究所は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 前条第一号及び第二号の業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第百三条第三項第七号に規定する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及に係るもの</p> <p>二 前条第一号及び第二号の業務のうち、道路整備費の財源等の特例に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第二条に規定する道路の新設、改築、維持及び修繕に必要な土木に係る建設技術に関する調査、試験、研究及び開発並びに指導及び成果の普及であつて、これに要する費用を国が出資し、交付し、又は補助するものに係るもの</p> <p>三 前二号に掲げる業務以外の業務</p>

○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理） 第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第三百三十四条第二項に規定する空港整備事業に係るものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>	<p>（区分経理） 第十二条 研究所は、前条に規定する業務のうち空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第一条第一項に規定する空港整備事業に係るものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>

○ 独立行政法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p><u>第十二条</u> 削除</p>	<p>（区分経理） <u>第十二条</u> 研究所は、前条に規定する業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第三百三十四条第二項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理） 第十二条 大学校は、前条に規定する業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第三百三十四条第二項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>	<p>（区分経理） 第十二条 大学校は、前条に規定する業務のうち空港整備特別会計法（昭和四十五年法律第二十五号）第一条第一項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>

○ 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第十二条 削除</p>	<p>（区分経理） 第十二条 大学校は、前条に規定する業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第三百三十四条第二項に規定する空港整備事業に関するものに係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならない。</p>



○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第三十六条（略）</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第三十六条（略）</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（国民年金特別会計の国民年金勘定及び厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。以下同じ。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2 前項に規定する年金積立金の運用については、国民年金事業及び厚生年金保険事業の財政の安定的運営に配慮しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、同項の規定による寄託その他の所要の措置を講ずるものとする。この場合において、</p>

年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した  
各年度末の年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定の積立金の額が  
漸次増加するよう行うものとする。

第三十八条〜第四十条 (略)

年金積立金管理運用独立行政法人に対し改正後の運用規定により寄託した  
各年度末の年金積立金の額が漸次増加するよう行うものとする。

第三十八条〜第四十条 (略)

○ 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条〜第三十六条（略）</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計に関する法律第六十二条第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第三十八条〜第四十条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第一条〜第三十六条（略）</p> <p>（積立金の運用に関する経過措置）</p> <p>第三十七条 厚生労働大臣は、平成十二年度末現在資金運用部に預託している年金積立金（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）に基づく国民年金特別会計の国民年金勘定及び同条第五号の規定による廃止前の厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）に基づく厚生保険特別会計の年金勘定に係る積立金をいう。）については、第三条の規定による改正後の国民年金法第五章又は第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四章の二の規定（次項において「改正後の運用規定」という。）にかかわらず、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定による公債を引き受けることを目的として寄託することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第三十八条〜第四十条（略）</p>

○ 郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略） （郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を新郵便貯金法第六十八条の三の規定により運用する場合には、新郵便貯金法第六十八条の二の目的を踏まえつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条第一項の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（郵便振替として受け入れた資金の運用に関する経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 総務大臣は、郵便振替預託金の払戻金を新郵便振替法第七十条の二の規定により運用する場合には、郵便振替事業の健全な運営を確保しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に特別会計に関する法律附則第七十六条第一項の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略） （郵便貯金として受け入れた資金の運用に関する経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 総務大臣は、郵便貯金預託金の払戻金を新郵便貯金法第六十八条の三の規定により運用する場合には、新郵便貯金法第六十八条の二の目的を踏まえつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>第三条（略）</p> <p>（郵便振替として受け入れた資金の運用に関する経過措置）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 総務大臣は、郵便振替預託金の払戻金を新郵便振替法第七十条の二の規定により運用する場合には、郵便振替事業の健全な運営を確保しつつ、資金運用部の既往の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮して、適切に財政融資資金特別会計法第十一条第一項又は第十二条の規定による公債を引き受ける等所要の措置を講ずるものとする。</p>

第七条～第二十条 (略)

第七条～第二十条 (略)

○ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略） （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「第七十八条」と、同項第二号中「準用する場合を含む。」とあるのは「準用する場合を含む。」並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条（略） （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「自動車損害賠償保障事業特別会計」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、同項第二号中「準用する場合を含む。」とあるのは「準用する場合を含む。」並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、新自賠法附則第二項中</p>

を含む。」と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「第一百五十一条第一項」とあるのは「第三項第一号ホ並びに第一百五十一条」とする。

第三条～第九条 (略)

「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「法第七十六条」とあるのは「法第七十六条」と、特別会計法附則第十三項中「納付金」なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」と、特別会計法附則第十六項中「なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金及び附属雑収入」とあるのは「及び附属雑収入」と、特別会計法附則第十八項中「納付金、なお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定による一般会計からの繰入金」とあるのは「納付金」とする。

第三条～第九条 (略)

○ 自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条（略） （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「<u>自動車安全特別会計</u>」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「第七十八条」と、「同項第二号中「準用する場合を含む。」」とあるのは「準用する場合を含む。」並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」</p>	<p>附則</p> <p>第一条（略） （経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の場合においては、同項の規定によりなおその効力を有することとされた旧自賠法第五十一条中「自動車損害賠償責任再保険特別会計」とあるのは「<u>自動車損害賠償保障事業特別会計</u>」と、第一条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法（以下「新自賠法」という。）第二十八条の四第一項第一号中「第七十八条」とあるのは「第七十八条並びに自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第一条の規定による改正前の自動車損害賠償保障法（以下「なお効力を有する旧自賠法」という。）第四十条及び第四十六条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合を含む。）」と、「同条」とあるのは「第七十八条」と、「同項第二号中「準用する場合を含む。」」とあるのは「準用する場合を含む。」並びになお効力を有する旧自賠法第四十条及び第四十五条（なお効力を有する旧自賠法第五十条第一項において準用する場合</p>



と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「第二百十三条第一項第一号ロ」とあるのは「附則第六十三条中「第二百十五条第一項中「の業務の執行に要する経費」とあるのは「及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条の規定に基づく自動車損害賠償責任再保険事業等の業務の執行に要する経費」と、第二百十六条の見出し中」とあるのは「第二百十六条の見出し中」とし、同法第二百十三条第一項第一号ロ」とする。

第三条〜第九条 (略)

を含む。」と、新自賠法附則第二項中「第八十二条第二項」とあるのは「第八十二条第二項及びなお効力を有する旧自賠法第五十一条」と、新自賠法附則第三項中「第二百五十一条第一項」とあるのは「第三項第一号ホ並びに第二百五十一条」とする。

第三条〜第九条 (略)

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）          第二百五条（略）          2～7（略）          8 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額（以下この項において「負担額」という。）とする。ただし、当該事業に要する費用の額に国が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額が含まれる場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該消費税及び地方消費税に相当する額その他の政令で定める額を加えた額とする。</p>	<p>（国の負担又は補助の割合の特例等）          第二百五条（略）          2～7（略）          8 沖縄における農用地の保全又は利用上必要な施設の災害復旧で国が行うものにつき土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十条第一項の規定により沖縄県に負担させる負担金の額は、政令で定めるところにより、当該事業に要する費用の額の百分の十に相当する額以内の額（以下この項において「負担額」という。）とする。ただし、同法第八十八条の二第一項の規定によりその工事に係る事業費の一部につき借入金をもってその財源とする場合その他の政令で定める場合にあつては、負担額に当該借入金についての利息の額その他の政令で定める額を加えた額とする。</p>

○ 平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十四年法律第二十号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（国債整理基金特別会計法の適用の特例等） 第五条 地方交付税法等の一部を改正する法律附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律（平成四年法律第百二号）第二条、平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律（平成五年法律第九号）第一条、平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成六年法律第四十三号）第六条及び平成七年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律（平成七年法律第六十号）第五条の規定によりその償還を延期した借入金であつて、平成十三年度の末日においてまだ償還されていないものについては、国債整理基金特別会計法第二条第四項の規定は、適用しない。</p> <p>2 政府は、前項の借入金の償還を確実にを行うため、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定による繰入れを適切に行うものとする。</p>	<p>（国債整理基金特別会計法の適用の特例等） 第五条 （同上）</p> <p>2 政府は、前項の借入金の償還を確実にを行うため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れを適切に行うものとする。</p>

○ 石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条～第十条（略）</p> <p>（国債に関する法律の適用等）</p> <p>第十一条 前条第二項の規定により国が承継する債務に係る石油債券については、<u>国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）</u>、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）その他の法令中国債に関する規定を適用する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第十二条～第十四条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第一条～第十条（略）</p> <p>（国債に関する法律の適用等）</p> <p>第十一条 前条第二項の規定により国が承継する債務に係る石油債券については、<u>国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号。第二条第二項を除く。）</u>、<u>国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号。第六条及び第八条を除く。）</u>その他の法令中国債に関する規定を適用する。</p> <p>2～5（略）</p> <p>第十二条～第十四条（略）</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものになるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条第一項の規定により発行される公債をいう。）の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。</p> <p>3～5（略）</p>	<p>第十五条（略）</p> <p>2 総務大臣は、公社の郵便貯金預託金の払戻金の運用が財政融資資金の郵便貯金法等一部改正法の施行の日前の貸付けの継続にかかわる資金繰り及び市場に与える影響に配慮したものになるようにするため、公社が当該払戻金を運用する場合における財政融資資金債（財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第百一号）第十一条第一項又は第十二条の規定により発行される公債をいう。）の引受けの方法による運用についての指針を定めなければならない。</p> <p>3～5（略）</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（業務の範囲）                  第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。                  一～四 （略）                  五 豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第一百五十八条第二項</u>に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。                  六～十 （略）                  2～7 （略）</p>	<p>（業務の範囲）                  第十一条 （同上）                  一～四 （略）                  五 豊富な森林資源を有する国有林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林をいう。）と民有林（同項に規定する民有林をいう。）とが相接して所在しており、かつ、これらの森林の開発が十分に行われていない地域のうち政令で定める区域内の当該森林を開発するために必要な奥地幹線林道の開設又は改良の事業及びその開設又は改良に係る林道で政令で定めるものの災害復旧の事業であつて、国有林野事業（<u>国有林野事業特別会計法（昭和二十二年法律第三十八号）第一条第二項</u>に規定する国有林野事業をいう。）として行われるものを国の委託により行うこと。                  六～十 （略）                  2～7 （略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（区分経理）</p> <p>第十七条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一 第十五条第一項各号（第一号ロ及びハ、第四号から第六号まで並びに第十号から第十二号までを除く。）に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務</p> <p>二 第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務のうち、特別会計に関する法律第八十五条第二項に規定する燃料安定供給対策及び同条第三項に規定するエネルギー需給構造高度化対策に関する業務</p> <p style="text-align: center;">三・四（略）</p>	<p style="text-align: center;">（区分経理）</p> <p>第十七条 （同上）</p> <p>一 第十五条第一項各号（第一号ロ及びハ、第四号から第六号まで並びに第十号から第十二号までを除く。）に掲げる業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務</p> <p>二 第十五条第一項各号（第十号及び第十一号を除く。）及び第二項各号に掲げる業務のうち、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法（昭和四十二年法律第十二号）第一条第二項に規定する石油及びエネルギー需給構造高度化対策に関する業務</p> <p style="text-align: center;">三・四（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 機構は、特定事業活動等促進経過業務（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百四十六号）附則第四条第十五項の規定により機構に対し出資されたものとされた同項第二号に掲げる財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金の額に相当する金額をこれに必要な費用に充てるものに限る。次条第一項において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定事業活動等促進経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。</p> <p>第十六条～第三十五条（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第十四条（略）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>2 機構は、特定事業活動等促進経過業務（中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百四十六号）附則第四条第十五項の規定により機構に対し出資されたものとされた同項第二号に掲げる産業投資特別会計からの出資金の額に相当する金額をこれに必要な費用に充てるものに限る。次条第一項において同じ。）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定事業活動等促進経過勘定」という。）を設けて整理しなければならない。</p> <p>第十六条～第三十五条（略）</p>



○ 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第百四十六号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条～第三条（略） （産業基盤整備基金の解散等） 第四条（略） 2～14（略） 15 第一項の規定により開発機構が基金の権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額は、それぞれ、その承継の際、政府から開発機構に対して当該各号に定める業務に必要な資金に充てるべきものとして出資されたものとする。 一 次のイ及びロに掲げる額の合計額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号） （附則第十四条第一項及び附則第十五条第一項に掲げる業務） イ（略） ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十五条に規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産（次号に規定する財政投融資特別会計の投資勘定からの出資金に係るものを除く。）の価額から負債（次号に規定する財政投融資特別会計の投資勘定か</p>	<p>附則 第一条～第三条（略） （産業基盤整備基金の解散等） 第四条（略） 2～14（略） 15（同上） 一（同上） イ（略） ロ 特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十五条に規定する再生資源利用等特別勘定に属する資産（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除く。）の価額から負債（次号に規定する産業投資特別会計からの出資金に係るものを除</p>

らの出資金に係るものを除く。)の金額を差し引いた額

二 旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の財政投融资特別会計の投資勘定から出資された額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第一項に掲げる業務

16・17 (略)

第五条〜第五十二条 (略)

く。)の金額を差し引いた額

二 旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務又は特定事業活動促進法等一部改正法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた旧特定事業活動促進法第十条第一号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして政府の産業投資特別会計から出資された額に相当する金額 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第十五条第一項に掲げる業務

16・17 (略)

第五条〜第五十二条 (略)

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理）</p> <p>第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第八十五条の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第十八条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第一条第一項の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理）</p> <p>第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第五十条</u>の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 機構は、政令で定める日までの間、第十五条第一項及び第二項並びに前条の業務のほか、次に掲げる業務を行う。</p>	<p>（区分経理）</p> <p>第十八条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第十五条第一項第九号及び第十号に掲げる業務のうち特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>附則第八十五条</u>の規定による産業の開発のために国の財政資金をもつて行う出資に関するもの並びにこれらに関連する第十五条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務並びに第十五条第二項第四号及び第五号に掲げる業務</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>第一条～第四条 （略）</p> <p>（公団の工業再配置等業務に係る業務の特例）</p> <p>第五条 （同上）</p>

一〇六 (略)

2〇4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち財政投融資特別会計の投資勘定に納付すべき金額を定めるときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を財政投融資特別会計の投資勘定に納付しなければならない。

6 (略)

第六条〇第八条 (略)

(出資承継勘定)

第九条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属するものとする。

4 (略)

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、財政投融資特別会計の投資勘定に帰属する。

一〇六 (略)

2〇4 (略)

5 前項の規定にかかわらず、機構が第一項及び第二項の業務を終えた際に、第三項に規定する特別の勘定に属する資産の価額が負債の金額を上回る場合において、経済産業大臣が財務大臣と協議してその差額に相当する金額のうち産業投資特別会計に納付すべき金額を定めるときは、機構は、政令で定めるところにより、当該金額を産業投資特別会計に納付しなければならない。

6 (略)

第六条〇第八条 (略)

(出資承継勘定)

第九条 (略)

2 (略)

3 機構は、第一項に規定するすべての株式の処分を終えたときは、出資承継勘定を廃止するものとし、その廃止の際出資承継勘定に属する資産の価額に相当する金額を、政府又は政府以外の者に対し、それぞれ廃止法附則第四条第十二項の規定により政府又は政府以外の者から出資があったものとされた金額に応じて分配するものとする。この場合において、政府に対し分配するものとされた金額は、産業投資特別会計に帰属するものとする。

4 (略)

5 第三項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その財産は、産業投資特別会計に帰属する。

6 (略)  
第十条～第十七条 (略)

6 (略)  
第十条～第十七条 (略)

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則          第一条〜第五条（略）          （業務の特例）          第五条の二（略）          2〜5（略）          6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ年金特別会計及び船員保険特別会計に納付しなければならない。</p> <p>一・二（略）          7・8（略）          9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を年金特別会計及び船員保険特別会計に帰属させるものとする。</p>	<p>附則          第一条〜第五条（略）          （業務の特例）          第五条の二（略）          2〜5（略）          6 機構は、承継債権管理回収勘定において、毎事業年度、通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額をそれぞれ厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に納付しなければならない。</p> <p>一・二（略）          7・8（略）          9 機構は、承継債権管理回収業務又は承継教育資金貸付けあつせん業務を終えたときは、それぞれ承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定を廃止するものとし、政令で定めるところにより、それぞれの廃止の際承継債権管理回収勘定又は承継教育資金貸付けあつせん勘定に属する資産及び負債を厚生保険特別会計、船員保険特別会計及び国民年金特別会計に帰属させるものとする。</p>

10  
12 (略)

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第百十一条第三項の規定によるほか第六項の規定による納付金は年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とし、同条第七項第一号へ及び第百十四条第九項中「第百十六条第四項」とあるのは「附則第五條の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第百十六条第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律附則第百九十三条の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、船員保険特別会計の歳入とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、特別会計に関する法律第百十一条第二項の規定によるほか、第六項の規定による納付金は、年金特別会計の国民年金勘定の歳入とする。

16 (略)

第六条く第二十三条 (略)

10  
12 (略)

13 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「国庫納付金」とあるのは「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項ノ規定ニ依ル納付金」と、第六条中「第百十六条第四項」とあるのは「附則第五条の二第十一項ノ規定ニ依リ読替テ適用スル同法第百十六条第四項」とする。

14 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）第三条中「生ずる収入」とあるのは、「生ずる収入、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

15 第一項から第三項までの規定により機構が承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合には、国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「国庫納付金」とあるのは、「国庫納付金、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第五条の二第六項の規定による納付金」とする。

16 (略)

第六条く第二十三条 (略)



<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理） 第十四条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 前条に規定する業務のうち、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第八十七条の電源開発促進勘定からの電源立地対策に要する交付金等を財源とするもの 二 前条に規定する業務のうち、特別会計に関する法律第八十七条の電源開発促進勘定からの電源利用対策に要する交付金等を財源とするもの 三 （略）</p>	<p>（区分経理） 第十四条 （同上） 一 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第二条の二に規定する電源立地勘定からの交付金等を財源とするもの 二 前条に規定する業務のうち、電源開発促進対策特別会計法第一条の二に規定する電源利用勘定からの交付金等を財源とするもの 三 （略）</p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（事業の承継等） 第十四条（略） 2～4（略） 5 前項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行うこととなった時において当該国の水資源開発事業に関し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第六十六条第十八号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法（昭和三十二年法律第七十一号）に基づく国営土地改良事業特別会計、特別会計に関する法律附則第六十七条第一項第十号の規定により設置する国営土地改良事業特別会計及び同法附則第二百三十一条第二項に規定する食料安定供給特別会計の国営土地改良事業勘定の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。</p> <p>6～8（略）</p>	<p>（事業の承継等） 第十四条（略） 2～4（略） 5 前項の規定により機構が国の水資源開発事業をその業務として行うこととなった時において当該国の水資源開発事業に関し国が有する権利及び義務（当該国の水資源開発事業に関する治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は国営土地改良事業特別会計の財政融資資金からの負債を含み、政令で定める権利又は義務を除く。）は、その時において機構が承継する。</p> <p>6～8（略）</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（重点計画）                  第四条（略）                  2～5（略）                  6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第百五十八条第四項</u>に規定する治山事業との総合性を確保するため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）<u>第</u>四<u>条</u>第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（重点計画）                  第四条（略）                  2～5（略）                  6 主務大臣等は、第一項の規定により重点計画の案（第二条第二項第九号から第十一号までに掲げる事業（以下「治水事業」という。）に係る部分に限る。）を作成しようとするときは、治水事業と<u>国有林野事業特別会計</u>法（昭和二十二年法律第三十八号）<u>第一条第四項</u>に規定する治山事業との総合性を確保するため、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）<u>第四</u>条第五項に規定する森林整備保全事業計画又はその変更の案との調整を図らなければならない。</p> <p>7・8（略）</p>

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成十九年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第四十三条（略） （都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2  国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第九十四条第二項の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項」とする。</p> <p>第四十五条～第七十六条（略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第一条～第四十三条（略） （都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四十四条（略）</p> <p>2  国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における都市開発資金融通特別会計法（昭和四十一年法律第五十号）第一条に規定する特別会計の経理については、同条中「に対する貸付けに関する」とあるのは、「に対する貸付け並びに独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項の規定による独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに関する」とする。</p> <p>第四十五条～第七十六条（略）</p>

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条〜第四十三条（略） （都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第四十四条（略） 2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第百九十八条第六項</u>の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項」とする。 第四十五条〜第七十六条（略）</p>	<p>附則 第一条〜第四十三条（略） （都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正に伴う経過措置） 第四十四条（略） 2 国が前項の規定により機構に対する貸付けを行う場合における特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>附則第九十四条第二項</u>の規定の適用については、同項中「第一条」とあるのは、「第一条及び独立行政法人都市再生機構法附則第四十四条第一項」とする。 第四十五条〜第七十六条（略）</p>

○ 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成二十年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（地方公共団体の無利子貸付け） 第四条 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港における緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。 2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、<u>社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定</u>に帰属するものとする。 3 （略）</p>	<p>（地方公共団体の無利子貸付け） 第四条 （同上） 2 前項の規定による資金の貸付けに係る借入金は、<u>空港整備特別会計</u>に帰属するものとする。 3 （略）</p>

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第五項並びに第五十六条第二項において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ（1）中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ（2）中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ（3）中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>第一条～第十二条（略）</p> <p>（基礎年金の国庫負担に関する経過措置）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 平成十八年度（附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の属する月以後の期間に限る。）から別に法律で定める年度（次条第一項及び第二項、附則第十六条第一項、第三十二条第五項並びに第五十六条において「特定年度」という。）の前年度までの各年度における第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項の規定の適用については、同項第一号中「第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」とあるのは「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）附則第九条第二項の規定により読み替えられた第二十七条第三号、第五号及び第七号に規定する月数」と、「の二分の一に相当する額」とあるのは「に、三分の一に千分の二十五を加えた率を乗じて得た額」と、同項第二号イ（1）中「八分の一を乗じて」とあるのは「十二分の一を乗じて」と、同号イ（2）中「四分の一を乗じて」とあるのは「六分の一を乗じて」と、同号イ（3）中「八分の三を乗じて」とあるのは「四分の一を乗じて」と</p>

、同号イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。  
第十四条～第五十五条 (略)

(廃止前の国民年金特別会計法及び特別会計に関する法律の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から平成十八年度までの各年度における特別会計に関する法律(平成十九年法律第 号)附則第二百四十五条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法附則第六十条第二十三号の規定による廃止前の国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)
平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)
平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)

イ(4)中「二分の一を乗じて」とあるのは「三分の一を乗じて」と、同項第三号中「百分の二十」とあるのは「百分の三十八」とする。  
第十四条～第五十五条 (略)

(国民年金特別会計法の適用に関する経過措置)

第五十六条 平成十六年度から特定年度の前年度までの各年度における国民年金特別会計法の規定の適用については、次の表の第一欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)
平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)
平成十八年度(附則第一条第四号に掲げる規定の施行)	(略)	(略)	(略)



の日の属する月以後の期間に限る。

2 | 平成十九年度から特定年度の前年度までの各年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百十三 条第一項	附則第十四条第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項（平成十六年国民年金等改正法附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）	附則第十三条第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項
--------------	---	-------------------------------------

の日の属する月以後の期間に限る。	から特定年度の前の各年度

第百十三 条第二項	第百十三 条第二項	厚生年金保険法	平成十六年国民年金等改正法附則第三十二條第五項において読み替えて適用する厚生年金保険法
第百十四 条第一項 第一号	第百十四 条第一項 第一号	附則第三十四條第二項	附則第三十四條第二項及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項
第百十四 条第一項 第二号	第百十四 条第一項 第二号	において読み替えて適用する国民年金法第八十五條第一項第二号（平成十六年国民年金等改正法附則第十四條第二項において適用する場合を含む。）	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五條第一項第二号
第百十四 条第一項 第三号	第百十四 条第一項 第三号	において	及び平成十六年国民年金等改正法附則第十三條第六項において
第百二十 条第二項 第一号	第百二十 条第二項 第一号	附則第十四條第一項において読み替えて適用する国民年金法第八十五條第一項（	附則第十三條第六項において読み替えて適用する国民年金法第八十五條第一項

<p>第五十七条～第七十四条 (略)</p>	<p>第二百二十 条第二項 第二号</p>	<p>平成十六年国民年金等改正 法附則第十四条第二項にお いて適用する場合を含む。</p>
	<p>における</p>	<p>における平成十六年国民年金等改 正法附則第三十二条第五項におい て読み替えて適用する</p>
<p>第五十七条～第七十四条 (略)</p>		

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ年金特別会計の厚生年金勘定又は国民年金勘定に納付しなければならない。</p> <p>5（略）</p>	<p>（利益及び損失の処理の特例等） 第二十五条（略） 2・3（略） 4 管理運用法人は、厚生年金勘定又は国民年金勘定において、通則法第四十四条第一項及び第二項の規定により整理された積立金の額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定又は国民年金特別会計国民年金勘定に納付しなければならない。</p> <p>5（略）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案（平成二十三年四月一日）</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">（登記事項証明書の交付等）</p> <p>第百十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。</p> <p>2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項及び第二項の手数料の納付は、<u>収入印紙</u>をもってしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p> <p>5 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（登記事項証明書の交付等）</p> <p>第百十九条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 第一項及び第二項の手数料の納付は、<u>登記印紙</u>をもってしなければならない。ただし、法務省令で定める方法で登記事項証明書の交付を請求するときは、法務省令で定めるところにより、現金をもってすることができる。</p> <p>5 （略）</p>

○ 独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>（区分経理） 第十八条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。 一 前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、<u>特別会計に関する法律（平成十九年法律第</u>号 （<u>第八十五条第五項に規定する電源利用対策に関する業務</u>） 二（略）</p>	<p>（区分経理） 第十八条（同上） 一 前条第一項第二号から第四号（同号中同項第一号に掲げる業務に係るものを除く。）まで、第六号及び第七号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務のうち、<u>電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第</u>八十号）<u>第一条第三項に規定する電源利用対策に関する業務</u> 二（略）</p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>第十五条 機構は、前条各号に定める勘定において、毎事業年度、当該事業年度に行った年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ年金特別会計の厚生年金勘定、国民年金勘定又は健康勘定に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構が第一項の規定による納付金を年金特別会計の厚生年金勘定に納付する場合には特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）第一百〇一条第三項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の国民年金勘定に納付する場合には同条第二項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とし、同特別会計の健康勘定に納付する場合には同条第五項の規定によるほか当該納付金は当該勘定の歳入とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第十五条 機構は、前条各号に定める勘定において、毎事業年度、当該事業年度に行った年金福祉施設等の譲渡により生じた収入の総額から政令で定めるところにより厚生労働大臣が定める額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を翌事業年度の三月三十一日までにそれぞれ厚生保険特別会計年金勘定、国民年金特別会計国民年金勘定又は厚生保険特別会計健康勘定に納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 機構が第一項の規定による納付金を厚生保険特別会計年金勘定に納付する場合には厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）第五条中「ヨリノ国庫納付金」とあるのは「及独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金」とし、厚生保険特別会計健康勘定に納付する場合には同法第三条中「借入金及」とあるのは「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構ヨリノ国庫納付金、借入金及」とし、国民年金特別会計国民年金勘定に納付する場合には国民年金特別会計法（昭和三十六年法律第六十三号）第四条第一項中「からの国庫納付金」とあるのは「及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構からの国庫納付金」とする。</p> <p>4 (略)</p>

○ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

（特別会計に関する法律の一部改正）

第五条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第九十九条第三項第一号ロ、第二百二条第二項、第一百一十一条第五項第一号ハ、第九十五条第一号イ及び附則第二百三条第一号イ中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（日本郵政株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替）

第十二条の二 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項の規定により政府に無償譲渡された日本郵政株式会社の株式の総数の三分の二に当たる株式は、国債の償還に充てるべき資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をするものとする。

（国債整理基金特別会計法の一部改正）

第五条 国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条を削り、第十六条を第十四条とし、第十七条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十六条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第三十八条第五項

ノ規定ニ依リ政府ニ無償譲渡セラレタル日本郵政株式会社ノ株式ノ総数

ノ三分ノ二ニ当タル株式ハ国債ノ元金償還ニ充ツベキ資金ノ充実に資ス

ル為一般会計ヨリ無償ニテ国債整理基金特別会計ニ所属替ヲ為スモノト

ス

第十八条を第十七条とする。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第九条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように

改正する。

第九条 削除



第八十五条 削除

第九十四条 削除

第九十七条 削除

第三条中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第八十五条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第七条第二項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(特許特別会計法の一部改正)

第九十四条 特許特別会計法(昭和五十九年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

(登記特別会計法の一部改正)

第九十七条 登記特別会計法(昭和六十年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三条第三項」を「第三条第五項」に改める。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>第六十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、<u>労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の規定を適用する。</u>この場合において、<u>同法第九十九条第一項第二号イ中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。）」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</u></p>	<p>第六十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 特別遺族給付金の支給に要する費用については、<u>労災保険法による労働者災害補償保険事業の保険給付費とみなして、労働保険特別会計法（昭和四十七年法律第十八号）の規定を適用する。</u>この場合において、<u>同法第四十九条第二項第一号中「労災保険事業の保険給付費」とあるのは、「労災保険事業の保険給付費（石綿による健康被害の救済に関する法律第六十九条第三項の規定により労災保険事業の保険給付費とみなされた同法第五十九条第一項の特別遺族給付金の支給に要する費用を含む。）」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。</u></p>

<p>改正案（平成十九年四月一日）</p>	<p>現行</p>
<p>附則 第一条〜第三条（略） 第四条 削除 第五条（略）</p>	<p>附則 第一条〜第三条（略） （国有林野事業の改革のための特別措置法の一部改正に伴う経過措置） 第四条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十八条第一項又は第十九条第一項の規定により借り入れた借入金については、新法第五条第一項の規定による借入金とみなして、新法第七条の規定を適用する。 第五条（略）</p>

○ 平成十八年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成十八年法律第十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>（電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ）</p> <p>第三条 政府は、平成十八年度において、電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定から二百九十七億円、同特別会計の電源利用勘定から二百九十八億円を限り、それぞれ一般会計に繰り入れることができる。</p> <p>2 政府は、前項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計からエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に、電源立地対策又は電源利用対策の区分に従って繰り入れるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からのエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定への繰入金は、電源立地対策又は電源利用対策の区分に従って同特別会計の電源開発促進勘定の歳入とする。</p>	<p>（電源開発促進対策特別会計からの一般会計への繰入れ）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>2 政府は、前項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金については、後日、予算の定めるところにより、それぞれその繰入金に相当する額に達するまでの金額を、一般会計から同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定に繰り入れるものとする。</p> <p>3 第一項の規定による電源開発促進対策特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定からの繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳出とし、前項の規定による一般会計からの同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定への繰入金は、それぞれ同特別会計の電源立地勘定又は電源利用勘定の歳入とする。</p>

○ 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）附則第二百二十三条第三項第八号の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、同法附則第二百二十六条第一項第一号へ及び第二号ホ並びに第二百二十八条第一項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。</p> <p>3 旧外貿法第二条第三項の規定による貸付金の償還金は、港湾整備特別会計の港湾整備勘定の歳入とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>第四条～第二十四条（略）</p>	<p>附則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、附則第十八条の規定による改正前の港湾整備特別会計法（昭和三十六年法律第二十五号）第四条第一項第五号及び第二項第五号、第七条第一項並びに附則第十八項の規定は、次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 （略）</p> <p>第四条～第二十四条（略）</p>

○ 海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成二十年四月一日）	現行
<p>附則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>第百九十八条第七項第十一号</u>の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、<u>同法第二百一条第三項第一号二及び第二号二並びに第二百三条第三項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは「海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。</u></p> <p>3 旧外貿法第二条第三項の規定による貸付金の償還金は、<u>次条第四項の規定により指定法人が解散するまでの間は、社会資本整備事業特別会計の港灣勘定の歳入とする。</u></p> <p>4（略）</p>	<p>附則</p> <p>第一条・第二条（略）</p> <p>（外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧外貿法第六条の規定による政府の貸付けについては、特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）<u>附則第二百二十三条第三項第八号</u>の貸付けとみなして同法の規定を適用する。この場合において、<u>同法附則第二百二十六条第一項第一号へ及び第二号ホ並びに第二百二十八条第一項中「特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項」とあるのは、「海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第六条」とする。</u></p> <p>3 旧外貿法第二条第三項の規定による貸付金の償還金は、<u>港灣整備特別会計の港灣整備勘定の歳入とする。</u></p> <p>4（略）</p>

第四条〜第二十四条 (略)

第四条〜第二十四条 (略)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案（平成十九年四月一日）

現行

附則

第一条〜第七十八条（略）

（特別会計に関する法律の一部改正）

第七十九条 特別会計に関する法律（平成十九年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第百八条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、

「拠出金、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金及び」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第百十一条第五項第二号口中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホからチまでを同号ニからトまでとする。

第百十三条第四項中「医療費拠出金及び」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに」に、「並びに同条第二項」を「同条第二項」に、「で国庫が補助する」を「並びに同法第百五十四条の二に規定する健康保険事業の執行に要する費用で国庫が補助する」に改める。

附則第三十二条第二項中「老人福祉」を「高齢者の福祉」に、「老後」

附則

第一条〜第七十八条（略）

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第七十九条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「

拠出金及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等」に改める。

第十条第二項中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金及」を「前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等並ニ」に改める。

第十九条第二項中「老人福祉」を「高齢者ノ福祉」に、「老後」を「高齢期」に、「左ニ」を「次ニ」に改め、同項第一号中「老人保健法第六十条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百三十九条第三項」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同項第



を「高齢期」に改め、同項第一号中「老人保健法第六十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三百三十九条第三項」に、「老人保健関係業務」を「高齢者医療制度関係業務」に改め、同項第二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同項第三号中「老人保健法の規定による拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに」に、「老人保健法の規定による拠出金の一部に充てるため及び」を「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の一部に充てるため並びに」に改める。

附則第三十八条の次に次の二条を加える。

（年金特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置）

第三十八条の二 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、第八十条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金」と、第十一号第五項第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

（年金特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置）

第三十八条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、第八十条及び第一百一号第五項第

二号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同項第三号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金の一部に充ツル為及」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等ノ一部に充ツル為並ニ」に改める。

第二十四条の次に次の二条を加える。

第二十五条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第一項ノ規定ニ依ル拠出金ヲ納付スル間第一条中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金」ト第三条及第十条第二項中「後期高齢者支援金等」トアルハ「後期高齢者支援金等、国民健康保険法ノ規定ニ依ル拠出金」トス

第二十六条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日迄ノ間第一条、第三条、第十条第二項並ニ第十九条第二項第二号及第三号中「及後期高齢者支援金等」トアルハ、「後期高齢者支援金等及病床転換支援金等」トス

二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、第百十三条第四項中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」と、附則第三十二条第二項第二号及び第三号中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

附則第百九十三条第二号口中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同号ホからヌまでを同号ニからリまでとする。

附則第百九十三条の次に次の二条を加える。

（船員保険特別会計における国民健康保険法の規定による拠出金に係る経過措置）

第百九十三条の二 国民健康保険法附則第十条第一項の規定による拠出金を納付する間においては、附則第百九十三条第二号口中「後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等並びに国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

（船員保険特別会計における病床転換支援金等に係る経過措置）

第百九十三条の三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間においては、附則第百九十三条第二号口中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

第八十条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第百八条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五

第八十条 厚生保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十

十七年法律第八十号)の規定による前期高齢者納付金等及び後期高齢者支  
援金等並びに介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による納付  
金の納付を含む。以下この節において「健康保険事業」という。」「を「  
健康保険に関し政府が行う業務」に改める。

第一百一十一条第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」を「健康保険法  
第一百五十五条の規定による保険料(任意継続被保険者に係る保険料を除く  
。」「に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし  
、同号ホ及び同号ヘを削り、同号トを同号ニとし、同項第二号イ中「健康  
保険事業の保険給付費」を「全国健康保険協会への交付金」に改め、同号  
ロからニまでを削り、同号ホを同号ロとし、同号ヘを同号ハとし、同号ト  
を同号ニとし、同条第七項第二号イ中「健康保険事業」を「健康保険に関  
し政府が行う業務」に改め、同号へを削る。

第一百三十四条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中  
「健康保険事業の事務の執行に要する費用」の下に「のうち健康保険に関  
し政府が行う業務に係るもの」を加え、同項を同条第五項とする。

第一百四十四条第七項中「健康保険事業」を「健康保険に関し政府が行う業  
務」に改め、「、保健事業費又は福祉事業費」を削る。

第一百七十七条を次のように改める。

第一百七十七条 削除

第一百九十九条中「並びに事業運営安定資金」を削り、「又は」の下に「健  
康勘定及び」を加える。

第二百二十三条第四項中「、健康勘定」及び「又は事業運営安定資金」を  
削る。

七年法律第八十号)ノ規定ニ依ル前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金  
等並ニ介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)ノ規定ニ依ル納付金ノ納  
付ヲ含ム以下之ニ同ジ)及」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ經理ヲ  
明確ニスル為、」に、「並ニ児童手当」を「及児童手当」に改める。

第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料、一般会計ヨリノ受入金」を「  
健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百五十五条ノ規定ニ依ル保険料  
(任意継続被保険者ニ係ル保険料ヲ除ク)」に、「健康保険法(大正十一  
年法律第七十号)ノ」を「健康保険法ノ」に改め、「、事業運営安定資金  
ヨリノ受入金、事業運営安定資金ヨリ生ズル収入、借入金」を削り、「同  
事業経営上ノ保険給付費、高齢者ノ医療ノ確保ニ関スル法律ノ規定ニ依ル  
前期高齢者納付金等及後期高齢者支援金等、介護保険法ノ規定ニ依ル納付  
金、事業運営安定資金ヘノ繰入金、借入金ノ償還金及利子」を「全国健康  
保険協会ヘノ交付金」に、「並ニ同事業」を「及健康保険ニ関シ政府ガ行  
フ業務」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕費」及  
び「及保健事業ニ関スル経費ニ充ツル為ノ一般会計ヘノ繰入金」を削る。

第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」を「健康保険ニ関シ政府ガ行フ業  
務ノ業務取扱」に改め、「、療養所費、保健事業費、福祉事業費又ハ営繕  
費」を削り、「健康保険事業及厚生年金保険事業」を「此等ノ業務及事業  
」に、「此等ノ事業」を「此等ノ業務及事業」に改め、「、健康保険事業  
ノ療養所費、保健事業費、福祉事業費及営繕費」を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 健康勘定ニ於テ決算上剰余ヲ生ジタルトキハ同勘定ノ翌年度ノ歳  
入ニ繰入ルベシ

附則第二十九条中「及び第六項」を「及び第五項」に、「及び健康保険事業」を「及び健康保険に関し政府が行う業務」に、「健康保険事業」を「健康保険に関し政府が行う業務」に、「第六項及び」を「第五項及び」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「の事務の執行に要する費用」の下に「のうち健康保険に関し政府が行う業務に係るもの」を加える。

附則第三十二条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「(昭和五十七年法律第八十号)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「介護保険法」の下に「(平成九年法律第二百二十三号)」を加え、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「健康保険事業」を「健康保険法の規定による健康保険事業」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

附則第三十八条の二及び第三十八条の三を削る。

附則第二百条の二中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第百九十二号)」を加える。

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第九条第一項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削り、「又ハ」の下に「健康勘定及」を加え、同条第二項中「勅令」を「政令」に改め、「事業運営安定資金並ニ」を削る。

第十条を次のように改める。

#### 第十条 削除

第十一条を削り、第十一条ノ二を第十一条とする。

第十三条第一項中「事業運営安定資金及」を削る。

第十八条ノ六を削り、第十八条ノ六ノ二を第十八条ノ六とし、第十八条ノ七を次のように改める。

#### 第十八条ノ七 削除

第十八条ノ八第一項中「昭和四十九年度以降ニ於テハ当分ノ間第十条ノ規定ニ拘ラズ」を削り、「乃至第八項」を「及第三項」に改め、同条第三項及び第五項から第八項までを削り、同条に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依リ借入金ヲ行フ場合ニ於テ健康勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外借入金ヲ以テ其ノ歳入トス

第十八条ノ九に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利息ヲ以テ其ノ歳出トス

第十八条ノ十に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ借入金ノ償還及当該借入金ニ係ル経費トシテ一般会計

(特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 附則第七十九条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の特別会計に関する法律第一百一十一条第五項及び第七項、第一百十三条第五項、第一百四十四条第七項並びに附則第二十九条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の同法第一百一十一条第五項第一号イ及び第二号イ並びに第七項第二号イ、第一百四十四条第七項並びに附則第二十九条の規定の適用については、同法第一百一十一条第五項第一号イ中「健康保険事業の保険料」とあるのは「健康保険法の規定による社会保険庁長官が徴収する保険料」と、同項第二号イ中「健康保険事業の保険給付費」とあるのは「健康保険事業の保険給付費及び全国健康保険協会への交付金」と、同条第七項第二号イ中「及び健康保険事業」とあるのは「健康保険事業及び健康保険に関する政府が行う業務」と、同法第一百四十四条第七

ヨリ健康勘定ニ繰入ルル場合ニ於テ同勘定ニ於テハ第三条ノ規定ニ依ルモノノ外一般会計ヨリノ受入金ヲ以テ其ノ歳入トシ借入金ノ償還金及利息ヲ以テ其ノ歳出トス

第十九条第二項第一号中「高齢者の医療の確保に関する法律」の下に「(昭和五十七年法律第八十号)」を加え、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第五項を削る。

第二十五条及び第二十六条を削る。

(厚生保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第八十一条 附則第七十九条の規定による改正後の厚生保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十二条 附則第八十条の規定による改正後の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定は、平成二十一年度の予算から適用し、平成二十年度の予算に関する附則第八十条の規定による改正前の厚生保険特別会計法第三条及び第六条の規定の適用については、同法第三条中「健康保険事業経営上ノ保険料」とあるのは「健康保険法(大正十一年法律第七十号)ノ規定ニ依ル社会保険庁長官が徴収スル保険料」と、「同事業経営上ノ保険給付費」とあるのは「健康保険事業経営上ノ保険給付費、全国健康保険協会ヘノ交付金」と、「同事業ノ」とあるのは「同事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ」とし、同法第六条中「健康保険事業ノ業務取扱」とあるのは「健康保険事業及健康保険ニ関シ政府ガ行フ業務ノ業務取扱」と、「健康保険事業及厚生年金保険事業」及び「此等ノ事業」とあるのは「此等ノ事

項中「又は福祉事業費」とあるのは「若しくは福祉事業費又は健康保険に  
関し政府が行う業務の業務取扱費」と、附則第二十九条中「、健康保険事  
業及び特別障害給付金」とあるのは「、健康保険事業、健康保険に関し政  
府が行う業務及び特別障害給付金」とする。

第八十三条（略）

第八十四条及び第八十五条 削除

業及業務」とする。

第八十三条（略）

（船員保険特別会計法の一部改正）

第八十四条 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の  
一部を次のように改正する。

第一条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「  
拠出金及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定によ  
る拠出金」を「前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等」に改める。

第三条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「  
拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等及  
び後期高齢者支援金等」に改める。

第六条中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「  
拠出金、国民健康保険法の規定による拠出金及び」を「前期高齢者納付金  
等及び後期高齢者支援金等並びに」に改める。

第十九条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「並びに第二十四条  
及び第二十五条」を削り、同条を附則第一条とする。

第二十条から第二十六条までを削り、第二十七条を附則第二条とし、同  
条の次に次の二条を加える。

第三条 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）附則第十条第  
一項の規定による拠出金を納付する間、第一条中「後期高齢者支援金等

「とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定による拠出金」と、第三条及び第六条中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、国民健康保険法の規定による拠出金」とする。

第四条 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、第一条、第三条及び第六条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは、「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」とする。

（船員保険特別会計法の一部改正に伴う経過措置）

第八十五条 前条の規定による改正後の船員保険特別会計法の規定は、平成二十年度の予算から適用し、平成十九年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に関しては、なお従前の例による。

第八十六条（略）

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）

第七十七条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（政府が管掌する）を」（政府が管掌していた）に、「供する」を「供していた」に、「及び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

第十五条第三項中「借入金」とあるのは「」を「拠出金及」とあるのは「拠出金、」に改め、「借入金」を削る。

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正に伴う経過

第八十六条（略）

（独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部改正）

第七十七条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「（政府が管掌する）を」（政府が管掌していた）に、「供する」を「供していた」に、「及び政府」を「及び全国健康保険協会」に改める。

第十四条第三号中「供する」を「供していた」に改める。

（削る）

第百八条 削除

第百九条〜第百三十三条 (略)

措置

第百八条 前条の規定による改正後の独立行政法人年金・健康保険福祉施設  
整理機構法第十五条第三項の規定は、平成二十一年度の予算から適用する  
。

第百九条〜第百三十三条 (略)